

第11次鳥獣保護事業計画書

平成24年 4月 1日から

5年間

平成29年 3月31日まで

和 歌 山 県

目 次

第一 計画の期間	1
第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
1 鳥獣保護区の指定	1
(1) 方針	1
ア 指定に関する中長期的な方針	1
イ 指定区分ごとの方針	1
(2) 鳥獣保護区の指定等計画	3
ア 鳥獣保護区の指定計画	4
イ 既指定鳥獣保護区の変更計画	5
2 特別保護地区の指定	8
(1) 方針	8
ア 指定に関する中長期的な方針	8
イ 指定区分ごとの方針	8
(2) 特別保護地区指定計画	9
3 休猟区の指定	11
(1) 方針	11
(2) 休猟区指定計画	11
(3) 特例休猟区指定計画	11
4 鳥獣保護区の整備等	11
(1) 方針	11
(2) 整備計画	11
ア 管理施設の設置	11
イ 利用施設の整備	12
ウ 調査、巡視等の計画	12
(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要	12
第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	13
1 鳥獣の人工増殖	13
(1) 方針	13
(2) 人工増殖計画	13
2 放鳥獣	13
(1) 方針	13

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画	-----	14
第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	-----	15
1 鳥獣区分と保護管理の考え方	-----	15
(1) 希少鳥獣	-----	15
ア 対象種	-----	15
イ 保護管理の考え方	-----	15
(2) 狩猟鳥獣	-----	15
ア 対象種	-----	15
イ 保護管理の考え方	-----	15
(3) 外来鳥獣	-----	15
ア 対象種	-----	15
イ 保護管理の考え方	-----	15
(4) 一般鳥獣	-----	15
ア 対象種	-----	15
イ 保護管理の考え方	-----	15
2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定	-----	16
(1) 許可しない場合の基本的考え方	-----	16
(2) 許可する場合の基本的考え方	-----	16
(3) わなの使用に当たっての許可基準	-----	17
(4) 許可に当たっての条件の考え方	-----	18
(5) 許可権限の市町村長への委譲	-----	18
(6) 捕獲実施に当たっての留意事項	-----	18
(7) 捕獲物又は採取物の処理等	-----	19
(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集	-----	19
(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方	-----	19
3 学術研究を目的とする場合	-----	20
(1) 学術研究	-----	20
(2) 標識調査	-----	21
4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合	-----	21
(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方	-----	21
(2) 有害鳥獣捕獲	-----	21
ア 方針	-----	21
イ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項	-----	22

ウ	許可基準	-----	22
エ	捕獲物又は採取物の処置等	-----	30
オ	条件	-----	30
カ	捕獲等又は採取等の実施指導	-----	30
キ	適正捕獲の証明	-----	30
ク	年間捕獲計画	-----	30
ケ	捕獲等又は採取等の情報の収集	-----	31
コ	法人に対する鳥獣捕獲許可	-----	31
(3)	鳥獣による被害発生予察	-----	31
ア	予察に係る方針等	-----	31
イ	予察表	-----	31
(4)	鳥獣の適正管理の実施	-----	34
ア	方針	-----	34
イ	防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画	-----	34
(5)	捕獲体制の整備等	-----	35
ア	方針	-----	35
イ	捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域	-----	35
ウ	指導事項の概要	-----	35
(6)	報告	-----	36
ア	法違反又は事故報告	-----	36
イ	鳥獣捕獲許可報告書（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等）	-----	36
ウ	被害届提出者に対する報告	-----	36
5	特定計画に基づく数の調整を目的とする場合	-----	50
6	その他特別の事由の場合	-----	51
7	鳥獣の飼養登録	-----	54
(1)	方針	-----	54
(2)	飼養適正化のための指導内容	-----	54
(3)	鳥類飼養登録基準	-----	54
8	販売禁止鳥獣等	-----	54
(1)	方針	-----	54
(2)	販売許可条件	-----	54
第五	特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域に関する事項	-----	55
1	特定猟具使用禁止区域の指定	-----	55

(1) 方針	-----	55
(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画	-----	56
(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳	-----	57
2 特定猟具使用制限区域の指定	-----	59
3 指定猟法禁止区域	-----	59
(1) 方針	-----	59
(2) 許可基準	-----	59
(3) 許可条件	-----	59
(4) 既成指定猟法禁止区域	-----	59
第六 特定計画に関する事項	-----	60
第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	-----	60
1 基本方針	-----	60
2 鳥獣保護対策調査	-----	61
(1) 方針	-----	61
(2) 鳥獣生息分布調査	-----	61
(3) 希少鳥獣等保護調査	-----	61
(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	-----	61
(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	-----	62
3 有害鳥獣対策調査	-----	62
(1) 方針	-----	62
(2) 調査の概要	-----	62
第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項	-----	63
1 鳥獣行政担当職員	-----	63
(1) 方針	-----	63
(2) 設置計画	-----	63
(3) 研修計画	-----	63
2 鳥獣保護員	-----	64
(1) 方針	-----	64
(2) 設置計画	-----	64
(3) 年間活動計画	-----	64
(4) 研修計画	-----	64

3	保護管理の担い手の育成	65
(1)	方針	65
(2)	狩猟者の確保対策	65
4	鳥獣保護センターの設置	65
(1)	方針	65
(2)	鳥獣保護センターの施設の状況	65
5	取締り	65
(1)	方針	65
(2)	年間計画	66
第九	その他	66
1	鳥獣保護事業をめぐる現状と課題	66
2	狩猟の適正管理	66
3	傷病鳥獣救護の基本的な対応	66
4	安易な餌付けの防止	68
(1)	方針	68
(2)	年間計画	68
5	感染症への対応	68
6	普及啓発	68
(1)	鳥獣での保護管理についての普及等	68
ア	方針	68
イ	事業の年間計画	69
ウ	愛鳥週間行事等の計画	69
(2)	野鳥の森等の整備	69
(3)	愛鳥モデル校の指定	69
ア	方針	69
イ	指定期間	70
ウ	愛鳥モデル校に対する指導内容	70
エ	指定計画	70
(4)	法令の普及徹底	70
ア	方針	70
イ	年間計画	71

第一 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。

第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

本県は豊かな自然に恵まれ、県土に占める林野面積の比率は77%と高いことから、野生鳥獣の生息に適した地域が数多く残されている。生息する鳥獣の種類も多く、特に紀中、紀南地方に分布密度が大きいのが特徴である。しかし一方で、間伐等の手入れが遅れた人工林の増加による生息環境の悪化が懸念される。

第1次から第10次鳥獣保護事業計画期間において、県土全体の7%を占める鳥獣保護区の指定等を行い、鳥獣の保護管理に大きく寄与してきた。

本計画では、近年、特定の鳥獣による農林水産業等への被害が深刻な状態にあることを受け、本計画期間内に期間満了となる地区について、市町村、農林水産業関係者、土地所有者、猟友会等の地元関係者の意見を聴いたうえで更新の計画を決定した。

鳥獣保護区の指定の際には、関係者の理解と協力を得ながら、十分な調整のうえ手続きを進めることとする。

なお、鳥獣保護区の指定期間は原則として10年とする。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区を指定し、地域における生物多様性の確保に資するものとする。

(イ) 大規模生息地の保護区

行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣を始め、当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、大規模生息地の保護区を指定し、地域の生物多様性の拠点の確保に資するものとする。

しかし本県では、現時点において、「大規模生息地の保護区」の指定要件を満たす地区がなく、本計画期間内における指定計画はない。

(ウ) 集団渡来地の保護区

集団で渡来する鳥類の種類又は個体数の多い地域、あるいは、かつて渡来する鳥類の種類又は個体数の多かった地域で、鳥類の渡りの経路上その回復が必要かつ可能と考えられる地域について保護区を指定する。

(エ) 集団繁殖地の保護区

集団で繁殖する鳥獣の保護を図るため、島しょ、草原等における集団繁殖地のうち必要な地域について保護区を指定する。

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区

絶滅のおそれのある鳥獣又はこれに準ずる鳥獣の生息地であって、鳥獣の保護上必要な地域について保護区を指定する。しかし本県では、現時点において、「希少鳥獣生息地の保護区」の指定要件を満たす地区がなく、本計画期間内における

指定計画はない。

(カ) 生息地回廊の保護区

生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路になっている地域又は鳥獣保護区に指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち、必要な地域について保護区を指定する。

しかし本県では、現時点において、「生息地回廊の保護区」の指定要件を満たす地区がなく、本計画期間内における指定計画はない。

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し、豊かな生活環境の形成に資するため必要な地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察を通じた環境教育の場を確保するため必要と認められる地域について、保護区を指定する。

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

区 分	鳥獣保護区指定の目標	既指定鳥獣保護区(A)	箇所	本計画期間に指定する鳥獣保護区						本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区						
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)	
森林鳥獣生息地	箇所	37	43	箇所											1	1
	面積	11,000ha	21,797.3	変動面積	ha							ha			670	670.0
大規模生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha							ha				
集団渡来地	箇所		6	箇所												
	面積		2,029.0	変動面積	ha							ha				
集団繁殖地	箇所		1	箇所												
	面積		143.7	変動面積	ha							ha				
希少鳥獣生息地	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha							ha				
生息地回廊	箇所			箇所												
	面積			変動面積	ha							ha				
身近な鳥獣生息地	箇所		53	箇所												
	面積		9,755.6	変動面積	ha							ha				
計	箇所		103	箇所											1	1
	面積		33,725.6	変動面積	ha							ha			670	670.0

本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区						本計画期間に解除又は期間満了となる鳥獣保護区						計画期間中の増△減*	計画終了時の鳥獣保護区**	
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)			
				1	1	1				1	2	△2	41	
ha				365	365.0	990ha				76	1066.0	△761.0	21,036.3	
ha						ha								
ha						ha							6	
ha						ha							2,029.0	
ha						ha							1	
ha						ha							143.7	
ha						ha								
ha						ha								
1		1			2	1	1			3	5	△5	48	
10ha		659.2			669.2	20ha	1050			673.4	1743.4	△2,412.6	7,343.0	
1		1		1	3	2	1			1	3	△7	96	
10ha		659.2		365	1034.2	1010ha	1050			76	673.4	2809.4	△3,173.6	30,552.0

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

ア 鳥獣保護区の指定計画

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区
該当なし

(イ) 大規模生息地の保護区
該当なし

(ウ) 集団渡来地の保護区
該当なし

(エ) 集団繁殖地の保護区
該当なし

(オ) 希少鳥獣生息地の保護区
該当なし

(カ) 生息地回廊の保護区
該当なし

(キ) 身近な鳥獣生息地の保護区
該当なし

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成24年度	森 林 森 林 森 林 森 林 森 林 身 近 身 近 身 近 身 近 身 近 身 近	友ヶ島鳥獣保護区	期間更新	1,200.0ha	△990.0ha	1,200.0ha	H24.11.1～H34.10.31	獣害深刻なため	
		根来鳥獣保護区	期間更新	252.0ha		252.0ha	H24.11.1～H34.10.31		
		高野山鳥獣保護区	期間更新	2,882.0ha		2,882.0ha	H24.11.1～H34.10.31		
		吉備中央鳥獣保護区	期間満了	990.0ha		0.0ha			
		大滝川鳥獣保護区	期間更新	41.0ha		41.0ha	H24.11.1～H34.10.31		
		吉里鳥獣保護区	期間更新	36.0ha		36.0ha	H24.11.1～H34.10.31		
		野中鳥獣保護区	期間更新	60.0ha		60.0ha	H24.11.1～H34.10.31		
		毛原宮鳥獣保護区	期間満了	20.0ha		0.0ha			
		栗屋谷鳥獣保護区	区域縮小	25.0ha		15.0ha	H24.11.1～H34.10.31		
		岩田鳥獣保護区	期間更新	102.0ha		102.0ha	H24.11.1～H34.10.31		
		江須崎鳥獣保護区	期間更新	7.0ha		7.0ha	H24.11.1～H34.10.31		
		稲積鳥獣保護区	期間更新	2.0ha		2.0ha	H24.11.1～H34.10.31		
		計	12箇所			5,617.0ha	△1,020.0ha		
平成25年度	森 林 森 林 森 林 森 林 森 林 集団渡来 集団繁殖 身 近 身 近 身 近 身 近 身 近	加太南部鳥獣保護区	期間更新	192.0ha	△1,050.0ha	192.0ha	H25.11.1～H35.10.31	獣害深刻なため	
		和歌浦鳥獣保護区	期間更新	803.0ha		803.0ha	H25.11.1～H35.10.31		
		煙樹ヶ浜鳥獣保護区	期間更新	150.0ha		150.0ha	H25.11.1～H35.10.31		
		西ノ河鳥獣保護区	期間更新	360.0ha		360.0ha	H25.11.1～H35.10.31		
		新宮鳥獣保護区	期間更新	248.0ha		248.0ha	H25.11.1～H33.10.31		
		田長谷鳥獣保護区	期間更新	846.0ha		846.0ha	H25.11.1～H35.10.31		
		黒島鳥獣保護区	期間更新	170.0ha		170.0ha	H25.11.1～H35.10.31		
		日高鳥獣保護区	期間更新	143.7ha		143.7ha	H25.11.1～H35.10.31		
		上岩出鳥獣保護区	期間更新	33.0ha		33.0ha	H25.11.1～H35.10.31		
		岩出鳥獣保護区	期間更新	250.0ha		250.0ha	H25.11.1～H35.10.31		
		梁瀬鳥獣保護区	期間更新	1.0ha		1.0ha	H25.11.1～H35.10.31		
		田殿鳥獣保護区	期間満了	1,050.0ha		0.0ha			
		城山鳥獣保護区	期間更新	6.0ha		6.0ha	H25.11.1～H35.10.31		
		長子鳥獣保護区	期間更新	2.0ha		2.0ha	H25.11.1～H35.10.31		
計	14箇所		4,254.7ha	△1,050.0ha	3,204.7ha				

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成26年度	森 林 森 林 森 林 森 林 集団渡来 集団渡来 身 近 身 近 身 近	雨の森鳥獣保護区	期間更新	43.5ha		43.5ha	H26.11.1～H36.10.31	獣害深刻なため	
		万燈鳥獣保護区	期間更新	50.0ha		50.0ha	H26.11.1～H36.10.31		
		白浜鳥獣保護区	期間更新	2,156.0ha		2,156.0ha	H26.11.1～H36.10.31		
		朝来鳥獣保護区	期間更新	820.0ha		820.0ha	H26.11.1～H36.10.31		
		紀ノ川鳥獣保護区	期間更新	532.0ha		532.0ha	H26.11.1～H36.10.31		
		南部川鳥獣保護区	期間更新	110.0ha		110.0ha	H26.11.1～H36.10.31		
		那賀鳥獣保護区	期間更新	9.0ha		9.0ha	H26.11.1～H36.10.31		
		北寺鳥獣保護区	期間更新	5.2ha		5.2ha	H26.11.1～H36.10.31		
		田辺鳥獣保護区	区域縮小	2,105.0ha	△659.2ha	1,445.8ha	H26.11.1～H36.10.31		
計		9箇所		5,830.7ha	△659.2ha	5,171.5ha			
平成27年度	森 林 森 林 森 林 森 林 森 林 身 近 身 近 身 近 身 近	生石山鳥獣保護区	期間更新	160.0ha		160.0ha	H27.11.1～H37.10.31	獣害深刻なため	
		下真国鳥獣保護区	期間満了	76.0ha	△76.0ha	0.0ha			
		広川西部鳥獣保護区	期間更新	340.0ha		340.0ha	H27.11.1～H37.10.31		
		椿鳥獣保護区	期間更新	162.0ha		162.0ha	H27.11.1～H37.10.31		
		太地鳥獣保護区	期間更新	476.0ha		476.0ha	H27.11.1～H37.10.31		
		与根河鳥獣保護区	期間更新	346.0ha		346.0ha	H27.11.1～H37.10.31		
		紀泉台鳥獣保護区	期間更新	72.0ha		72.0ha	H27.11.1～H37.10.31		
		かつらぎ鳥獣保護区	期間更新	3.0ha		3.0ha	H27.11.1～H37.10.31		
		富貴鳥獣保護区	期間更新	2.0ha		2.0ha	H27.11.1～H37.10.31		
		地ノ島・沖ノ島鳥獣保護区	期間更新	75.0ha		75.0ha	H27.11.1～H37.10.31		
計		10箇所		1,712.0ha	△76.0ha	1,636.0ha			

年 度	指定区分	鳥獣保護区名	変更区分	指定面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備考
				異動前の面積	異動面積	異動後の面積			
平成28年度	森 身 身 森 森 森 身 身 身 身 身 身	林 近 近	粉河龍門鳥獣保護区	区域拡大	496.0ha	670.0ha	1,166.0ha	H28.11.1～H38.10.31	合併拡大・名称変更 打田桃山・粉河龍門・ 那賀町鳥獣保護区(仮称)
			打田桃山鳥獣保護区	期間満了	425.0ha	△425.0ha	0.0ha		
			那賀町鳥獣保護区	期間満了	245.0ha	△245.0ha	0.0ha		
		林 林 林 林 近 近 近 近 近	天野鳥獣保護区	区域縮小	675.0ha	△365.0ha	310.0ha	H28.11.1～H38.10.31	境界見直し
			近井鳥獣保護区	期間更新	887.0ha		887.0ha	H28.11.1～H38.10.31	
			楠本鳥獣保護区	期間更新	140.0ha		140.0ha	H28.11.1～H38.10.31	
			夏山鳥獣保護区	期間更新	400.0ha		400.0ha	H28.11.1～H38.10.31	
			岡崎鳥獣保護区	期間更新	61.0ha		61.0ha	H28.11.1～H38.10.31	
			桃山鳥獣保護区	期間更新	4.0ha		4.0ha	H28.11.1～H38.10.31	
			高野口鳥獣保護区	期間更新	90.0ha		90.0ha	H28.11.1～H38.10.31	
			河根鳥獣保護区	期間更新	40.0ha		40.0ha	H28.11.1～H38.10.31	
			上ミ山鳥獣保護区	期間更新	32.0ha		32.0ha	H28.11.1～H38.10.31	
			小口鳥獣保護区	期間満了	3.4ha	△3.4ha	0.0ha		
計		13箇所		3,498.4ha	△368.4ha	3,130.0ha			
合 計		58箇所		20,912.8	△3,173.6	17,739.2			

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

鳥獣保護区域内において、鳥獣の繁殖地、生息地、採餌場所、避難及び休息地等生息環境の保護が重要と認められる地域を特別保護地区に指定する。さらに、特別保護指定地域は、特別保護地区内で特に重要と認められる場合に指定する。

特別保護地区の指定に当たっては、指定の期間は、鳥獣保護区の指定期間に一致させるものとし、既設特別保護地区は、原則として再指定する。

なお、特別保護指定地域は、本計画期間内に計画はない。

イ 指定区分ごとの方針

(ア) 森林鳥獣生息地の保護区

良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定するよう努めるものとする。

(イ) 大規模生息地の保護区

猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定するよう努めるものとする。

(ロ) 集団渡来地の保護区

渡来する鳥獣の採餌場又はねぐらとして必要と認められる中核的地区について、指定するよう努めるものとする。

(ハ) 集団繁殖地の保護区

保護対象となる鳥類の繁殖を確保するため必要と認められる中核的地区について、指定するよう努めるものとする。

(ニ) 希少鳥獣生息地の保護区

保護対象となる鳥獣の繁殖、採餌等に必要な区域を広範囲に指定するよう努めるものとする。

(ホ) 生息地回廊の保護区

保護対象となる鳥獣の移動経路として必要と認められる中核的地区について、指定するよう努めるものとする。

(ヘ) 身近な鳥獣生息地の保護区

鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。

(2) 特別保護地区指定計画

区 分	特別保護地区指定の目標	既指定特別保護地区(A)		本計画期間に指定する特別保護地区(再指定も含む)						本計画期間に区域拡大する特別保護地区					
				24年度	25	26	27	28	計(B)	24年度	25	26	27	28	計(C)
森林鳥獣生息地	箇所	22	8	箇所	2		1	1		4					
	面積	2,180ha	1,049.4	変動面積	209ha		20	12		241.0	ha				
大規模生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
集団渡来地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
集団繁殖地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
希少鳥獣生息地	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
生息地回廊	箇所			箇所											
	面積			変動面積	ha						ha				
身近な鳥獣生息地	箇所		1	箇所											
	面積		2.0	変動面積	ha						ha				
計	箇所		9	箇所	2		1	1		4					
	面積		1,051.4	変動面積	209ha		20	12		241.0	ha				

本計画期間に区域縮小する特別保護地区						本計画期間に解除又は期間満了となる特別保護地区(再指定も含む)						計画期間中の増△減*	計画終了時の特別保護地区**
24年度	25	26	27	28	計(D)	24年度	25	26	27	28	計(E)		
						2		1	1		4		8
ha						209ha		20	12		241.0		1,049.4
						ha							
						ha							
						ha							
						ha							
						ha							
						1					1	△1	
ha						2ha					2.0	△2.0	
						3		1	1		5	△1	8
ha						211ha		20	12		243.0	△2.0	1,049.4

* 箇所数についてはB-E
面積についてはB+C-D-E

**箇所数についてはA+B-E
面積についてはA+B+C-D-E

年 度	指定の対象となる鳥獣保護区				特別保護地区		特別保護指定区域		備 考
	指 定 区 分	鳥獣保護区名称	面 積	指定期間	指定面積	指定期間	指定面積	指定期間	
平成24年度	森林鳥獣生息地	友ヶ島鳥獣保護区	1,200ha	24年11月 1日より 34年10月31日まで	79ha	24年11月 1日より 34年10月31日まで	ha	年 月 日より 年 月 日まで	再指定
	森林鳥獣生息地	高野山鳥獣保護区	2,882ha	24年11月 1日より 34年10月31日まで	130ha	24年11月 1日より 34年10月31日まで		年 月 日より 年 月 日まで	再指定
計		2箇所	4,082ha		209ha				
平成26年度	森林鳥獣生息地	万燈鳥獣保護区	50ha	26年11月 1日より 36年10月31日まで	20ha	26年11月 1日より 36年10月31日まで	ha	年 月 日より 年 月 日まで	再指定
計		1箇所	50ha		20ha				
平成27年度	森林鳥獣生息地	与根河鳥獣保護区	346ha	27年11月 1日より 37年10月31日まで	12ha	27年11月 1日より 37年10月31日まで	ha	年 月 日より 年 月 日まで	再指定
計		1箇所	346ha		12ha				
合 計		4箇所	4,478ha		241ha				

3 休猟区の指定

(1) 方針

休猟区は、狩猟鳥獣の数が著しく減少している場合において、狩猟者の入り込み、狩猟鳥獣による被害の状況等を勘案しつつ、狩猟鳥獣の生息数の回復を図る必要がある区域を指定するものとする。休猟区は、河川、海岸線、山稜線、道路及び鉄道その他の現場で容易に確認できる区域線により指定するよう努めるものとし、指定に当たっては、農林水産関係者、住民等の理解が得られるように留意するものとする。また、狩猟鳥獣による農林業被害等の状況に応じて、休猟区においても特定鳥獣保護管理計画（以下「特定計画」という。）に基づき特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用を進めるものとする。

なお、指定期間は3年とする。

(2) 休猟区指定計画

該当なし

(3) 特例休猟区指定計画

該当なし

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区及び特別保護地区の境界線が明らかになるよう制札を設置し、保護区の主要な場所には案内板を設置する等、管理のための施設や、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場としての活用を図る観点から、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、利用施設の整備に努めるものとする。

なお、その設置数は保護区の地理的条件、面積等を勘案し保護区ごとに決定する。

さらに、野生鳥獣の生息状況の把握、違法捕獲の取締りや各種施設の管理のため、必要に応じて鳥獣保護員及び県職員等が巡視を行う。

また、鳥獣保護区の指定後の環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合には、鳥獣の生息地の復元、特定の鳥獣の捕獲等を行う等の保全事業の実施を検討する。

(2) 整備計画

ア 管理施設の設置

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
標識類の整備	制 札 124 案内板 42	制 札 100 案内板 66	制 札 59 案内板 25	制 札 49 案内板 52	制 札 76 案内板 29
管理棟等の整備	—	—	—	—	

イ 利用施設の整備

区 分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
観察路、観察舎等の整備	—	—	—	—	—
その他の施設等の整備	巣箱、給餌台の設置に努める	巣箱、給餌台の設置に努める	巣箱、給餌台の設置に努める	巣箱、給餌台の設置に努める	巣箱、給餌台の設置に努める

ウ 調査、巡視等の計画

区 分		平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
管理員等	箇所数	101	100	100	99	96
	人数	51	51	51	51	51
管理のための調査の実施		—	—	—	—	—

(3) 保全事業を実施する予定の鳥獣保護区の概要

本計画期間中に保全事業を実施する予定の鳥獣保護区はないが、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合には、保全事業の実施により生息環境の改善に努めるものとする。

第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

第1次鳥獣保護事業計画から第10次鳥獣保護事業計画の期間内においてキジを対象として、健全な養殖鳥獣の生産指導を実施してきた。

第11次鳥獣保護事業計画においても、第10次鳥獣保護事業計画までの方針を継続し、計画的な生産が行われるよう指導を行う。

(2) 人工増殖計画

年 度	希少鳥獣等		狩猟鳥獣		備 考
	鳥獣名	実施方法	鳥獣名	指導方法	
平成24年度 ～ 平成28年度	なし		キジ	1 指導の相手先 和歌山県猟友会 2 指導方法 和歌山県猟友会に生産者の指導を依頼 3 指導内容 ・需要に対応した計画的な生産 ・地域個体群間交雑防止に関すること ・野生卵等による血液の更新 ・伝染病等予防の徹底 ・野生化訓練の徹底	

2 放鳥獣

(1) 方針

放鳥については、生息適地であって狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められる箇所であり、鳥獣被害のおそれのない場所で次の点に留意して行う。

ア 特有の生態系を有する島しょであって、生態系保護上悪影響を及ぼすおそれのある場合には放鳥しないものとする。

イ 放鳥する鳥類が、生息地又は餌の競合、病原体の伝搬等により人や鳥獣に悪影響を及ぼすおそれのないものであること。特に、高病原性鳥インフルエンザが発生している際には、放鳥事業用のキジを育成する農家等に対して、衛生管理の徹底や個体についての健康状態の確認等の要請を検討するとともに、それらを踏まえて放鳥事業実施の一時的な見合わせの必要性について検討する。

ウ 放鳥しようとする場合は、地域個体群間の交雑を防止するため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥すること。

(2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画

種類名	放鳥の地域	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
		箇所	羽	箇所	羽	箇所	羽
キジ	鳥獣保護区 休 猟 区 そ の 他 計	60	600	60	600	60	600
		—	—	—	—	—	—
		20	300	20	300	20	300
		80	900	80	900	80	900
キジ	鳥獣保護区 休 猟 区 そ の 他 計	平成27年度		平成28年度			
		箇所	羽	箇所	羽		
		60	600	60	600		
		—	—	—	—		
		20	300	20	300		
		80	900	80	900		

種類名	平成24年度			平成25年度			平成26年度		
	委託生産	購 入	その他	委託生産	購 入	その他	委託生産	購 入	その他
キジ	羽	羽 900	羽	羽	羽 900	羽	羽	羽 900	羽

種類名	平成27年度			平成28年度		
	委託生産	購 入	その他	委託生産	購 入	その他
キジ	羽	羽 900	羽	羽	羽 900	羽

第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣区分と保護管理の考え方

(1) 希少鳥獣

ア 対象種

環境省又は和歌山県が作成したレッドリストにおいて絶滅危惧ⅠA・ⅠB類又はⅡ類に該当する鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

必要に応じて鳥獣保護区の指定等を行い、種及び地域個体群の存続を図る。

(2) 狩猟鳥獣

ア 対象種

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第2条第3項に基づき同法施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「規則」という。）第3条で定める鳥獣とする。

イ 保護管理の考え方

適切な保護管理のため、種ごとの生息状況等の調査を行い、関係行政機関等と連携を図り、生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害状況等の把握に努める。これらから、捕獲も含め、保護管理・被害防除対策を講じるものとする。

(3) 外来鳥獣

ア 対象種

本来、県内に本来生息地を有しておらず、人為的に外部から導入された外来種とする。

イ 保護管理の考え方

生息状況や農林水産業及び生態系に係る被害状況等の把握に努め、農林水産業及び生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するための積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲（※）を推進し、被害の防止を図るとともに、必要に応じて特定外来生物による生態系の被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）に基づく防除実施計画等により被害の防止に努める。

※ 鳥獣による生活環境、農林水産業及び生態系に係る被害の防止を図るための捕獲等又は鳥類の卵の採取等をいう。以下同じ。

(4) 一般鳥獣

ア 対象種

上記(1)～(3)以外の鳥獣をいう。

イ 保護管理の考え方

種ごとの調査等により生息状況等の把握に努め、必要に応じて、希少鳥獣又は狩猟鳥獣に準じた対策を検討するものとする。

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

ア 捕獲後の処置の計画等に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合

イ 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。ただし、外来鳥獣により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲等又は採取等をする場合は、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲等又は採取等によって生態系の保護に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合

エ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような場合

オ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具の使用によらなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは社寺境内及び墓地の静穏の保持に著しい支障が生じる場合

カ 法第36条及び規則第45条に危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りではない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

ア 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲等又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠な必要最小限のもの（外来鳥獣に関する学術研究にあっては適切なもの）であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

イ 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。特に、外来鳥獣については、当該鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

ウ 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護管理の一環として、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図るために必要な範囲内で行われるものとする。

エ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲等又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものとする。また、鳥獣の愛玩飼養は、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもある

るので、飼養のための捕獲又は採取の規制の強化に努めるものとする。

- (ア) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的
鳥獣行政事務担当職員が職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。
- (イ) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的
鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護員等が、傷病により保護を要する鳥獣（以下「傷病鳥獣」という。）を保護する目的で捕獲する場合。
- (ウ) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的
博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。
- (エ) 愛玩のための飼養の目的
個人が自らの慰楽のために飼養する目的（特別の事由があると県知事が認めるものに限る。）で捕獲する場合。なお、当該場合を除き、愛玩のための飼養の目的での捕獲は原則として、許可しないものとする。
- (オ) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的
鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。
- (カ) 鵜飼漁業への利用
鵜飼漁業者が漁業に用いるためウミウを捕獲する場合。
- (キ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
伝統的な祭礼行事等に用いる場合。
- (ク) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護その他公益に資すると認められる目的
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲等又は採取等する場合。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、ア(ア)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、ツキノワグマの生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（イの場合を除く。）

- (ア) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。
- (イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合
はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見廻りの実施方法等について付すものとする。特に、住居と隣接した地域等において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町村長への委譲

本県では、被害に対する迅速な対応と市町村の役割強化を図るため、県知事の行う事務のうち、次の事務に係る許可権限を市町村長に委譲している。(和歌山県の事務処理の特例に関する条例(平成11年和歌山県条例第38号)第2条の表9の項参照。)

各市町村においては、関係法令及び本計画に基づき、適切に許可事務を行うものとする。

ア 有害鳥獣捕獲において、次に掲げる鳥獣等に係る捕獲及び採取許可等

(ア) 狩猟鳥獣(ツキノワグマを除く。)、ダイサギ、コサギ、アオサギ、トビ、カワラバト、タイワンシログシラ、ウソ、オナガ、ニホンザル、マングース及びノヤギ(かすみ網を使用する方法以外の猟法に限る。)

(イ) 飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認められる鳥獣(かすみ網を使用する方法以外の猟法に限る。)

(ウ) カルガモ、キジバト、カワラバト、スズメ、ハシボソガラス、ハシブトガラス及びカワウの卵

イ 有害鳥獣捕獲において、鳥獣の捕獲許可等(アの許可に係るものを除く。)に係る知事に提出すべき申請書の受理

ウ 鳥獣の飼養登録等

エ 法第75条第1項の規定による報告の徴収(アの許可に係るものに限る。)及び同項の規定により知事に対して行うべき報告の受理(イの許可に係るものに限る。)

(6) 捕獲実施に当たっての留意事項

捕獲等又は採取等の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

ア 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

イ ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合については、地域の実情を踏まえつつ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、わなの形状、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。また、ツキノワグマの錯誤捕獲に対して迅速かつ安全な放獣が実施できるように、放獣体制等の整備に努めるものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等については、鉛中毒事故等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は生態系に影響を与えないような適切な方法で埋設することにより適切に処理し、山野に放置することのないよう指導するものとする（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。さらに、捕獲物等が鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用するよう指導するものとする。

また、捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びカモシカについては、違法に輸入されたり県内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、県内で適法に捕獲された個体であることを明確にさせるものとする。

なお、捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によるよう指導するものとする。

さらに、錯誤捕獲した個体については原則として所有及び活用はできないこと、狩猟鳥獣以外においては捕獲された個体を生きたまま譲渡する場合には飼養登録等の手続が必要となる場合があることについてあらかじめ申請者に対して十分周知を図るものとする。

ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣の放鳥獣は適切でないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うよう指導し、適切に対応するよう努めることとする。

(8) 捕獲等又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲等又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルを添付させる等して求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

特に、傷病鳥獣の保護捕獲においては、上記のような捕獲のデータの収集、収容個体の計測・分析等を積極的に進め、保護管理のための基礎資料としての活用を図るものとする。

また、必要に応じて、捕獲等又は採取等の実施への立会い等によりそれらが適正に実施されるよう対処するものとする。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

地域における生息数が少なく保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可は特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう図るものとする。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究

捕獲の目的	許可権者	許可基準						備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	留意事項	
学術研究の目的	知事	研究の目的及び内容が下記の各号いずれにも該当するものであり、当該調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者 記 (注1)	必要最小限の種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣に関する学術研究を目的とする場合には適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。	1年以内	必要最小限の区域とし、原則として、特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域(当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。)並びに規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。	下記の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。 記 (注2)	鳥獣の捕獲等又は採取等の後の措置は、原則として、下記の各号に掲げる条件に適合するものとする。 記 (注3)	

(注1) 次の各号のいずれにも該当するものであること。

(ア) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。

ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

(イ) 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。

(ウ) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。

また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。

(エ) 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。

(注2) 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法ではないこと。

(イ) 殺傷又は損傷(以下「殺傷等」という。)を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(注3) 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

(ア) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。

(イ) 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。

(ウ) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するために当該措置が必要最小限であると認められるものであること。

なお、電波発信機を装着する場合には、原則として必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。

(2) 標識調査

捕獲の目的	許可権者	許可基準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	
標識調査 (環境省足環を装着する場合)の目的	知事	国若しくは県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは県より委託を受けた者(委託を受けた者から依頼された者を含む。)	(注4)	1年以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、網、わな又は手捕とする。	

(注4) 原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者にあつては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。

4 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

(1) 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

有害鳥獣捕獲は、被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行うものとする。ただし、外来鳥獣については、この限りではない。

その捕獲は、原則として被害防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、特定計画を策定している鳥獣で当該計画に捕獲強化策が盛り込まれている場合については、当該計画に基づき、積極的な捕獲を行うものとする。

(2) 有害鳥獣捕獲

ア 方針

有害鳥獣捕獲のための捕獲許可は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、その結果、被害等が生じているか又はそのおそれがあり、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、

外来鳥獣による農林水産業又は生態系等に係る被害の防止を図る場合においては、当該外来鳥獣を根絶又は抑制するため、積極的な有害鳥獣捕獲を図るものとする。

イ 有害鳥獣捕獲の実施に当たっての留意事項

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、実施者に対し錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるものとし、また事前に関係地域住民等への周知を図らせるとともに、鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯させるものとする。

ウ 許可基準

(ア) 許可申請者

原則として、許可の申請者は次の者とする。

a 被害地域を管轄する市町村長

b 被害地域を管轄する農業協同組合、農業協同組合連合会、農業共済組合、農業共済組合連合会、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、漁業協同組合及び漁業協同組合連合会

c 自治会が選出した捕獲等又は採取等の従事者

この場合、申請書には被害地を含む地域の自治会（区を含む。以下「自治会」という。）の要望書（様式第1号）を添付すること。

d (イ)表Cに該当する者

(イ) 従事する者

従事する者（申請者が(ア) a 及び b の場合においては従事者のことを指し、(ア) c 及び d の場合においては申請者のことを指す。以下「従事する者」という。）原則として従事する者は、次表に掲げる要件を満たし、免許の種類に応じて狩猟共済、ハンター保険又は施設損害賠償責任保険等加入により損害賠償能力を有すること。

許可申請者	従事する者	
	銃器を使用する猟法による場合	銃器以外の猟法による場合
A 法人 (ア) a 及び b の場合)	<ul style="list-style-type: none"> 第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第1種又は第2種銃猟免許を所持する者） 3年以上の狩猟者登録を受けた者又は過去2年連続して本県の狩猟者登録を受けている者（以下「経験者」という。）であること。 ただし、本県の狩猟者登録を受け、直前の狩猟期間を満了している者については、経験者の監督の下で安全に捕獲等を行うことを条件に、従事する者として許可することができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 網猟免許又はわな猟免許を所持する者 ただし、法人等が許可を受けた場合で従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ、当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を受けていない者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を受けていない者は、当該免許を受けている者の監督下で捕獲補助を行うこと。また、使用する猟具は、はこわな及び囲いわなを基本とする。 なお、当該免許を受けていない者には損害賠償保険等への加入を要件としないが、法人等が損害賠償能力を有すること。 経験者であること。 ただし、本県の狩猟者登録を受け、直前の狩猟期間を満了している者については、経験者の監督の下で安全に捕獲を行うことを条件に、従事する者として許可することができるものとする。 なお、はこわな及び囲いわなによる捕獲に限りわな猟免許所持者は、経験者でなくとも従事する者として許可することができる。

許可申請者	従事する者	
	銃器を使用する猟法による場合	銃器以外の猟法による場合
B 被害を受けた者又は被害を受けた者から依頼された者（原則として(ア) c に該当する場合）	<ul style="list-style-type: none"> 第1種銃猟免許を所持する（空気銃を使用する場合にあっては第1種又は第2種銃猟免許を所持する者） 経験者であること。 ただし、本県の狩猟者登録を受け、直前の狩猟期間を満了している者については、経験者の監督の下で安全に捕獲等を行うことを条件に、従事する者として許可することができるものとする。 	<ul style="list-style-type: none"> 網猟免許又はわな猟免許を所持する者 経験者であること。 ただし、本県の狩猟者登録を受け、直前の狩猟期間を満了している者については、経験者の監督の下で安全に捕獲等を行うことを条件に、従事する者として許可することができるものとする。 なお、はこわな及び囲いわなによる捕獲に限りわな猟免許所持者は、経験者でなくとも従事する者として許可することができる。
許可申請者	従事する者（銃器以外の猟法による場合に限る）	
C	法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、許可することができるものとする。損害賠償保険等への加入を要件としない。	
① 垣、さくその他これに類するもので囲まれた住宅の敷地内、倉庫及びビニールハウス等において被害を防止する目的で小型の鳥獣を捕獲しようとする者	小型のはこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、ハクビシン、カラス等の小型の鳥獣を捕獲しようとする場合に限る。	
② 農林業被害の防止の目的で農林業者自らの事業地内において、獣を捕獲しようとする者	囲いわなを用いてイノシシ、シカその他の獣を捕獲しようとする場合に限る。	
③ ハシボソガラス又はハシブトガラスが送電線の鉄塔等に営巣した場合において、その卵の採取等の従事者	手捕りによる場合に限る。	

- (ウ) 従事する人員
人員は、被害状況、被害区域、鳥獣の種類、捕獲等又は採取等の方法を検討し、必要最小限に留める。
- (エ) 時期
- a 有害鳥獣捕獲の対象以外の鳥獣の繁殖に支障がある期間は避けるよう考慮する。
 - b 有害鳥獣捕獲と登録狩猟を区別するため狩猟期間前後7日間は、許可しないものとする。ただし、喫緊の必要性がある場合はこの限りではない。
 - c 鳥獣による加害時期等を考慮し、最も効果の上がる時期であり、地域の実情に応じた有害鳥獣捕獲を無理なく完遂するための必要かつ適切な時期に実施する。
- (オ) 期間並びに種類及び数
- a 期間並びに種類及び数は、後述の許可基準表に掲げる基準により被害の規模、加害鳥獣の生態等を考慮して決定する。この際、捕獲等又は採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要な最小限の数とする。
 - b 鳥類の卵の採取等の許可は、原則として次の(a)又は(b)に該当する場合のみ対象とする。
 - (a) 現に被害を発生させている個体を捕獲等することが困難であり、卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
 - (b) 建築物等の汚染等を防止するため、巣を除去する必要がある、併せて卵の採取等を行わなければ被害を防止する目的が達成できない場合
- (カ) 区域
- a 有害鳥獣捕獲を実施する区域は、被害の発生状況に応じ、その対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて被害の発生地域及びその隣接地等を対象とするものとし、その範囲は必要かつ適切な区域とする。
 - b 被害の状況により市町村界を越えて広域的に実施することが望ましい場合は、関係市町村長はあらかじめ捕獲等の方法を協議した上で、同一申請者に対し許可日、許可期間、目的、方法及び対象鳥獣名等を統一し、各々の市町村区域内における許可区域及び許可対象鳥獣数を記載した許可証を発行することができる。
 - c 許可区域に国有林及び大学演習林等がある場合、申請者はその管理者と事前に協議する。
 - d 鳥獣保護区における捕獲許可は、鳥獣の保護管理の適正な実施に向けて捕獲効率の向上が見込まれる手法等により実施するよう努めるものとし、この場合、他の鳥獣の繁殖に支障が生じないように配慮するものとする。また、慢性的に著しい被害等が見られる場合は、鳥獣の生息状況等を踏まえ、生息環境の改善、被害防止対策の重点的な実施とともに、個体数調整の推進を図るものとする。
 - e 特定猟具（銃）使用禁止区域における有害鳥獣捕獲は、原則として銃を用いない方法で行うものとする。ただし、やむを得ない場合に限り、特定猟具（銃）による有害鳥獣捕獲を許可することができるが、この場合においては当該地域の周囲に監視者等を立てる等、事故防止について万全を期すものとする。
なお、市町村長が許可する場合においては、振興局長と事前に協議するものとする。
- (キ) 方法
- a 捕獲等又は採取等の方法は、捕獲鳥獣及び被害の状況に応じ、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果の上がる方法によるものとし、使用禁止の猟具及び猟法は許可しないこと。
 - b 空気銃を使用した捕獲等は、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りでない。

- c 鉛製銃弾を対象とした法第15条第1項に基づく指定猟法禁止区域にあつては、禁止された鉛製銃弾は使用しないこと。
- d 猛禽類の鉛中毒を防止するため、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造、素材の装弾は使用しないよう努めること。
- e 有害鳥獣捕獲の対象となる鳥獣の嗜好する餌を用いた捕獲方法を取り、結果として被害の発生の遠因を生じさせることのないよう指導する。

許可基準表

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数	許可対象者	留意事項		
市町村長	スズメ	銃器 網	当該市町村の区域	8～10月	1ヶ月以内	100羽以内	原則として市町村長		稲	
	ハンボソガラス ハシブトガラス	銃器	当該市町村の区域	通年	1ヶ月以内	必要最小限	原則として市町村長		稲、野菜、果樹、苗木	
		はこわな			6ヶ月以内					
	ヒヨドリ	銃器	当該市町村の区域	通年	1ヶ月以内	100羽以内	原則として市町村長		果樹、野菜、豆類	
	カワラバト (ドバト)	銃器 はこわな	当該市町村の区域	通年	1ヶ月以内	100羽以内	原則として市町村長		稲、野菜、豆類	
	キジバト	銃器	当該市町村の区域	5～8月	1ヶ月以内	10羽以内	原則として市町村長		稲、豆類	
	ムクドリ	銃器	当該市町村の区域	通年	1ヶ月以内	100羽以内	原則として市町村長		野菜、果樹	

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数	許可対象者	留意事項		
市町村長	トビ	銃器	当該市町村の区域	通年	1ヶ月以内	2羽以内	原則として市町村長		航空機	
	カワウ アオサギ	銃器	当該市町村の区域	通年	3ヶ月以内	必要最小限	原則として市町村長		アユ、アマゴ	
	イノシシ (イノブタを含む。)	銃器	当該市町村の区域	通年	3ヶ月以内	必要最小限	原則として市町村長		稲、果樹、野菜、豆類、茶、植林木、花木	
		はこわな 囲いわな くくりわな (注1)			6ヶ月以内					
	ニホンジカ	銃器	当該市町村の区域	通年	3ヶ月以内	必要最小限	原則として市町村長		稲、野菜、果樹、豆類、花木、茶、植林木、特用林産物	
		はこわな 囲いわな くくりわな (注1)			6ヶ月以内					
タヌキ	銃器	当該市町村の区域	通年	1ヶ月以内	3頭以内	原則として市町村長		稲、野菜、果樹、豆類、家屋		
	はこわな			6ヶ月以内						20頭以内

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数	許可対象者	留意事項		
市町村長	アナグマ	銃器	当該市町村の区域	通年	1ヶ月以内	3頭以内	原則として市町村長		稲、野菜、果樹、豆類、家屋	
		はこわな			6ヶ月以内	20頭以内				
	ノウサギ	銃器	当該市町村の区域	通年	1ヶ月以内	30羽以内	原則として市町村長		果樹、野菜、花木、苗木、植林木	
		はこわな			6ヶ月以内	30羽以内				
	ニホンザル	銃器	当該市町村の区域	通年	3ヶ月以内	必要最小限	原則として市町村長		稲、果樹、野菜、豆類、特用林産物	
		はこわな 囲いわな			6ヶ月以内					
	アライグマ	銃器 はこわな	当該市町村の区域	通年	必要日数	必要数	原則として市町村長		野菜、果樹	
	ハクビシン、タイワンリス、ヌートリア	銃器 はこわな 囲いわな	当該市町村の区域	通年	必要日数	必要数	原則として市町村長			
上記以外の鳥獣 (知事及び環境大臣権限を除く。注2)	銃器 はこわな 囲いわな	当該市町村の区域	通年	1ヶ月以内	各2頭(羽)以内	原則として市町村長				
航空機の安全のため捕獲する鳥獣	銃器	当該市町村の区域	通年	6ヶ月以内	必要数	原則として市町村長				

許可権者	鳥獣名	許可基準							被害農林水産物等	備考
		方法	区域	時期	日数	1人当り捕獲数	許可対象者	留意事項		
市町村長	鳥類の卵を採取等する場合 カルガモ、キジハト、カワラハト(トハト)、スズメ、ハシボソガラス、ハシハトガラス、カワウ	原則として手捕	当該市町村の区域	通年	1ヶ月以内	必要数	原則として市町村長			
	鉄塔等に営巣したハシボソガラス又はハシハトガラスの卵を採取等する場合	原則として手捕	当該市町村の区域	通年	6ヶ月以内	必要数	個人			(2)ウ(イ)表C③の場合をいう
知事	ツキノワグマ	ツキノワグマ保護管理指針(出没対応ガイドライン)による								
	外来鳥獣	銃器はこわな 囲いわな	当該市町村の区域	通年	必要日数	必要数	原則として市町村長			
	上記以外の鳥獣 (市町村長及び環境大臣権限を除く。)	銃器はこわな 囲いわな	当該市町村の区域	通年	1ヶ月以内	各2頭(羽)以内	原則として市町村長			
	鳥類の卵等を採取する場合 (市町村長及び環境大臣権限を除く。)	原則として手捕	当該市町村の区域	通年	1ヶ月以内	必要数	原則として市町村長			

(注1) くくりわなによる捕獲については、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上、よりもどしを装着したものであること、締付け防止金具による締付けが停止する際の直径が3センチメートルであることとする。なお、直径12センチメートルの制限はしない。

(注2) ゴイサギ、マガモ、カルガモ、コガモ、ヨシガモ、ヒドリガモ、オナガガモ、ハシビロガモ、ホシハジロ、キンクロハジロ、スズガモ、クロガモ、エゾライチョウ、ウズラ、ヤマドリ(亜種コシジロヤマドリを除く。)、キジ、コジュケイ、バン、ヤマシギ、タシギ、ニュウナイスズメ、ミヤマガラス、キツネ、ノイヌ、ノネコ、テン(亜種ツシマテンを除く。)、イタチ(オスに限る。)、チョウセンイタチ(オスに限る。)、ミンク、ヒグマ、シマリス、ユキウサギ、ダイサギ、コサギ、タイワンシロガシラ、ウソ、オナガ、マングース、ノヤギをいう。

※外来鳥獣に対する有害鳥獣捕獲は、農林水産業又は生態系に係る被害を及ぼしている当該鳥獣に対し行うものである。

※市町村長の許可に係るもので、上記基準によりがたい場合は、別途、関係市町村長は所轄の振興局長と協議する。

エ 捕獲物又は採取物の処置等

捕獲物又は採取物の処置等に当たっては、次の事項について指導するものとする。

- (ア) 捕獲物又は採取物の処置方法については、申請の際に明らかにすること。
- (イ) 捕獲物又は採取物については、鉛中毒事故、伝染病の流布等の問題を引き起こすことのないよう、原則として持ち帰ることとし、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないような適正な方法で埋設することにより、山野に放置することのないよう適切に処置すること（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として規則第19条で定められた場合を除く。）。
- (ウ) 捕獲物又は採取物については、捕獲等又は採取等の目的に照らして適正に処理し、野生鳥獣の保護管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は努めてこれを利用すること。なお、捕獲した個体を生きたまま譲渡しようとする場合は、飼養の登録を受ける必要があるので、手続きをとるよう指導する（狩猟鳥獣を除く）。
- (エ) 捕獲物又は採取物は、違法なものと誤認されないようにすること。
- (オ) 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によること。

オ 条件

捕獲等又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、区域の限定、捕獲等又は採取等の方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲等又は採取等を行う際の周辺環境への配慮等について付するものとする。

カ 捕獲等又は採取等の実施指導

捕獲等又は採取等の実施に当たっての指導は、次の事項に留意して行う。

- (ア) 捕獲等又は採取等の立会
捕獲等又は採取等の実施に当たっては、必要に応じて鳥獣行政担当職員又は鳥獣保護員が立ち会う等により、捕獲等又は採取等が適正に実施されるよう対処する。また、必要に応じて捕獲等又は採取等の依頼者にも立会を要請する。
- (イ) 事故防止
 - a 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図る。
 - b 錯誤捕獲等、錯誤採取等及び事故の発生防止については万全の対策を講じるものとする。
 - c 万一事故が生じた場合は、速やかに関係機関に通知する。
- (ウ) 許可期間終了後又は捕獲頭数等が許可数に達した場合は、猟具の撤去を確実に行わせるものとする。

キ 適正捕獲の証明

捕獲等又は採取等を実施するときは、許可証又は従事者証を携帯させるとともに、許可権者が貸与する腕章を装着させるものとする。

ク 年間捕獲計画

毎年同一場所が有害鳥獣による被害を受ける地域のある場合は、年間の捕獲計画を様式第2号により作成すること。

ケ 捕獲等又は採取等の情報の収集

- (ア) 捕獲許可を受けた者は、法第9条第4項の規定により定められた有効期間が満了したとき、法第10条第2項の規定により許可が取り消されたとき又は法第87条の規定により許可が失効したときは、許可証又は従事者証を30日以内に返納すること。
- (イ) 許可を受けた者は、許可証を返納する際には、捕獲等又は採取等をした場所、捕獲数又は採取数及び捕獲物又は採取物の処置の概要等についての報告を行うこと。
- (ウ) 鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため必要と認める場合には、許可を受けた者に対し、捕獲地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物の措置等についての更に詳細な報告を求めるものとする。また、必要に応じ写真又はサンプルを添付させるものとする。

コ 法人に対する鳥獣捕獲許可

法人が許可を受ける場合、その法人は、雇用等により当該法人の職員以外の者に当該捕獲に従事させる場合には、必要に応じて容易に捕獲に従事できるものを選任し及び様式第3号の鳥獣捕獲事業指示書を従事者に交付するとともに、様式第4号の鳥獣捕獲従事者台帳を整備するよう指導すること。

(3) 鳥獣による被害発生予察

ア 予察に係る方針等

被害のおそれがある場合に実施する有害鳥獣捕獲（以下「予察捕獲」という。）については、市町村長の許可権限となっている鳥獣（地域的に孤立しており、地域レベルでの絶滅のおそれの高い地域個体群は除く。）を対象として、常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性が認められる場合のみ許可するものとする。ただし、外来鳥獣についてはこの限りではない。

また、被害発生のおそれのある地区ごとに、農林水産物の被害や作付けの状況、鳥獣の生息状況の推移等を勘案し、被害・影響の発生地域、時期等の予察をするものとし、捕獲等又は採取等の数の上限を設定するよう努めるものとする。

なお、被害等の発生状況については、毎年点検し、その結果に基づき必要に応じて予察捕獲の実施を調整する等適切に対処するものとする。

イ 予察表

予察捕獲を実施するに当たっては、鳥獣の種類別、四半期別及び地域別による被害発生予察表を作成するものとする。予察表の作成に当たっては、過去5年間の鳥獣による被害等の発生状況及び鳥獣の生息状況について、地域の実情に応じ、学識経験者等科学的見地から適切な助言及び指導を行うことのできる者の意見を聴取しつつ、調査及び検討を行うものとする。

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考	
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
イノシシ	稲、果樹、野菜、豆類、茶、植林木、花木	←												→	県内全域	

加害鳥獣名	被害農林水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考		
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月				
ニホンジカ	稲、野菜、果樹、豆類、花木、茶、植林木、特用林産物	←													→	海南市、紀美野町、紀の川市、橋本市、伊都郡、有田郡、御坊市、日高郡（美浜町除く）、田辺市、西牟婁郡、新宮市、東牟婁郡	
ニホンザル	稲、果樹、野菜、豆類、特用林産物	←													→	海南市、紀美野町、橋本市、伊都郡、有田郡、御坊市、日高郡（美浜町除く）、田辺市、西牟婁郡、新宮市、那智勝浦町、北山村、串本町（大島地区以外）、古座川町	
ノウサギ	果樹、野菜、花木、苗木、植林木	←													→	紀の川市、有田川町、印南町、白浜町	
タヌキ	稲、野菜、果樹、豆類、家屋	←													→	海南市、紀美野町、橋本市、美浜町、印南町、日高川町、田辺市、白浜町、那智勝浦町、串本町、太地町	
アライグマ	野菜、果樹	←													→	県内全域（北山村除く）	
アナグマ	稲、野菜、果樹、豆類、家屋	←													→	海南市、紀美野町、日高町、太地町	

加害鳥獣名	被害農林 水産物等	被害発生時期												被害発生地域	備考			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月					
ヒヨドリ	果樹、野菜、 豆類	←														→	海南市、岩出市、紀の川市、有田市、有田郡、日高川町、印南町、田辺市、新宮市、太地町	
カラス (ハシブト、 ハシホリ)	稲、野菜、果 樹、苗木	←														→	紀美野町、岩出市、紀の川市、橋本市、かつらぎ町、有田市、湯浅町、有田川町、御坊市、美浜町、印南町、日高川町、田辺市、西牟婁郡、新宮市、那智勝浦町、串本町、太地町	
カワラバト (ドバト)	稲、野菜、豆 類	←														→	印南町	
キジバト	稲、豆類			←						→							印南町	
カワウ	アユ、アマゴ	←														→	和歌山市、紀美野町、岩出市、紀の川市、橋本市、かつらぎ町、有田市、有田川町、御坊市、日高川町、印南町、田辺市、白浜町、新宮市、北山村、古座川町	
スズメ	稲			←						→							美浜町、由良町、印南町 新宮市、古座川町	
ムクドリ	野菜、果樹	←														→	和歌山市、紀の川市、岩出市	
サギ(アオ サギ、コサ ギ、ダイサ ギ)	アユ、アマゴ	←														→	橋本市、かつらぎ町、有田市、由良町	

(4) 鳥獣の適正管理の実施

ア 方針

有害鳥獣捕獲は、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じているか又はそのおそれがある場合に、その防止及び軽減を図るために行う捕獲等又は採取等とする。

その捕獲等又は採取等は、原則として被害防除対策によっても被害が防止できないと認められるときに行うものとする。

有害鳥獣捕獲の実施に当たっては、関係諸機関との連携の下、捕獲等又は採取等の実施や被害防除施設の整備等が総合的に推進されるよう努めるものとする。

また、農林水産業等と鳥獣の保護との両立を図るため、総合的、効果的な防除方法、狩猟を含む個体数管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所用の対策が講じられるよう努めるものとする。

さらに、人が排出する生ごみ等が、鳥獣による被害の誘因となっていることにかんがみ、被害の防止の観点から、生ごみ等の適正な処理や餌やり行為の防止についても必要な指導を行うとともに、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及を含め、関係方面への周知徹底を図ることとする。

イ 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

対象鳥獣名	年 度	防除方法の検討、個体数管理の実施等	備 考
農作物・植林木に被害を与える野生鳥獣	平成24年度 ～ 平成28年度	防護柵設置に係る補助事業(市町村等補助)	農林水産省補助事業 (50～55%・定額補助) 林野庁補助事業 (68%補助) 県単独事業
イノシシ	平成24年度 ～ 平成28年度	特定計画に基づき被害対策及び個体数調整を行う。	
ニホンジカ	平成24年度 ～ 平成28年度	特定計画に基づき被害対策及び個体数調整を行う。	
カモシカ	平成24年度 ～ 平成28年度	生息・食害調査 保護地域を対象に実施 高野町・かつらぎ町・有田川町・田辺市・古座川町・ 新宮市	文化庁補助事業 (2/3補助)

(5) 捕獲体制の整備等

ア 方針

有害鳥獣の捕獲を円滑に行い、捕獲等又は採取等の効果を高めるため、必要に応じ捕獲隊を置き、加害鳥獣ごとに編成し、効果的な捕獲等又は採取等の実施を行う。また、地域の実情に応じて鳥獣被害対策実施隊との連携を図るように努める。

また、(2)ウ(ア) c に規定する自治会が選出した捕獲等又は採取等に従事する者が連名で申請する場合においても、(5)に規定する内容に準じ、捕獲体制を整備等するものとする。この場合において、「市町村単位」とあるのは「自治会単位」と、「従事者証」とあるのは「許可証」と、「法第9条第8項」とあるのは「法第9条第7項」とそれぞれ読み替えるものとする。

なお、イノシシ、ニホンジカ等、著しく被害を及ぼす鳥獣で、その生活圏の広域なものの捕獲については、関係市町村が捕獲日を一齐にする等の捕獲等又は採取等の方法を検討し、効果的な捕獲等又は採取等が行われるようにするものとする。

また、毎年同一場所が有害鳥獣による被害を受ける地域のある場合は、年間の捕獲等又は採取等に係る計画を作成するものとする。

イ 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

対象鳥獣名	対象地域	備考
(3)イに掲げる鳥獣	被害発生市町村	

ウ 指導事項の概要

(ア) 捕獲隊編成にあたっての指導

- a 加害鳥獣別に捕獲隊を編成するものとし、従事する者には加害鳥獣を専門に狩猟する者を選び捕獲等又は採取等の効果を高めるものとする。
- b 捕獲隊一隊の人員は、概ね10人とし捕獲隊長を定める。
- c 従事する者には、捕獲等又は採取等の技術の優れた者、捕獲等又は採取等のための出動が可能な者等を隊員として編成する。
- d 従事する者は、(2)ウ(イ)に掲げる基準に該当する者であること。
- e 従事する者本人の同意を必ず得た者であること。
- f 有害鳥獣捕獲出動計画を様式第5号により作成すること。
- g 許可に当たっては、従事者証に様式第6号の有害鳥獣捕獲従事者遵守事項を添えて交付し、適正な捕獲等又は採取等に努めるよう指導する。

(イ) 事故防止

- a 捕獲等又は採取等の実施に当たっては、事前に関係地域住民等への周知を図る。
- b 捕獲隊長は、従事する者と捕獲等又は採取等の実施方法及び隊員の配置等について事前に十分打ち合せを行い、事故防止に万全を期する。
- c 錯誤捕獲等、錯誤採取等及び事故の発生防止については万全の対策を講じるものとする。
- d 万一事故が生じた場合は、速やかに関係機関に通知する。

(ウ) 従事者証の交付を受けていない者が従事者証の交付を受けた者に代わって捕獲に従事することはできないので、この場合は法第9条第8項の規定に基づき、新たに従事する者の従事者証の交付を受けるよう指導する。

(6) 報告

ア 法違反又は事故報告

市町村権限に係る許可について、市町村長は、従事する者が法に違反した場合又は捕獲等若しくは採取等に際し事故が生じた場合は、遅滞なく振興局長に報告する。

イ 鳥獣捕獲許可報告書（鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等）

(ア) 市町村長は、有害鳥獣捕獲に係る許可状況を鳥獣捕獲許可報告書（様式第7号）により、4月から9月までの分を10月10日までに、10月から翌年3月までの分を4月10日までに振興局長に報告する。

(イ) 振興局長は、許可状況を市町村分と合わせ、鳥獣捕獲許可報告書（様式第8号）により、4月から9月までの分を10月20日までに、10月から翌年3月までの分を4月20日までに本庁担当課室長に報告する。

ウ 被害届提出者に対する報告

被害届に基づく有害鳥獣捕獲については、申請者は、捕獲終了後速やかに、被害届出者に対し、有害鳥獣捕獲報告書（様式第9号）により捕獲状況等を報告するものとする。

要 望 書

和歌山県知事 様
市町村長 様

*自治会(区)名

*自治会(区)長名及び自治会(区)長の印

当自治会(区)の区域内において下記のとおり野生鳥獣による被害があり、被害防除対策を講じましたが防止できませんでした。
つきましては、当自治会(区)として有害鳥獣の捕獲を行いたいので、別添の者を捕獲に従事する者として選出し、鳥獣捕獲許可を受けたいので要望します。

記

被害場所	市 町 村 大字 字
被害を出している鳥獣	
被害状況	(注 1)
被害防除対策	(注 2)
捕獲委託者	
自治会長見	上記は、当自治会長の委託を受けた者であることを確認します。

注

1 被害を受けている面積、金額、数量、作物及びその他の状況等を記入してください。

有害鳥獣捕獲計画書

被害場所	加害鳥獣名	捕獲頭数	捕獲方法	捕獲期間	被害状況				過去における防除措置	備考
					被害発生時期	被害作物	被害面積	被害額		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 2 今までに行った被害防除対策等について記入してください。

(表面)

12.5cm

第 号

交付年月日

年 月 日

8.8cm

捕獲等事業指示書

法人名
法人の代表者氏名 印

従事者氏名

に対する指示内容

捕 獲 期 間

捕 獲 方 法

捕 獲 区 域

捕 獲 鳥 獣 名
及
その割当員数

捕 獲 鳥 獣
の 処 理 方 法

8.8cm

(裏面)

捕獲等報告欄

鳥 獣 名	捕 獲 数	捕 獲 区 域	処 置 の 概 要

注意事項

- 1 捕獲等に従事する際には、本指示書を必ず携帯すること。し、その指示を受ける捕獲者は、法人に対し適鳥獣の捕獲状況について報告し、その指示を受けること。
- 2 この指示された捕獲期間満了後は速やかに、交付を受けた法人に、必要事項を記載の上返納すること。
- 3

備考
指示内容を変更したときは、指示内容を変更した期日を明らかにして変更された指示内容を記載するか、新たに捕獲等指示書を交付し、従来の指示書は回収すること。

従事者台帳

記載項目	内 容	備 考
従事者証の有効期限		
住 所		
職 業 氏 名		
生 年 月 日		
指 示 事 項		
捕 獲 期 間		
捕 獲 方 法		
捕 獲 区 域		
捕獲鳥獣名及びその割当員数		
捕獲鳥獣の処理方法		
捕獲の記録	捕獲鳥獣名及びその数	
	捕獲鳥獣の処理方法	

備考

- 1 従事者一人についての記載事項は一葉にまとめて記載すること。
- 2 記載内容が変更された場合には、その変更があった期日を明らかにし、その変更された内容を備考欄に記載すること。

有害鳥獣捕獲出動計画

(捕獲対象鳥獣別に作成)

捕獲する 鳥 獣	捕獲隊長	従事者 氏 名	住 所	生年 月 日	免許登録 関 係		銃砲所持関係		共済保険 加入状況	摘 要
					種類	番号	許可番号	交 付 年 月 日		

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

有害鳥獣捕獲従事者遵守事項

- 1 捕獲隊長は出動前に従事者に次の事項を了知させる。
 - (1) 捕獲を実施する地域の被害状況
 - (2) 捕獲地域の生活環境の概要（地形、交通網、農林作業、危険場所等）
 - (3) 顕著な狩猟事故の事例として、獲物と錯覚（早合点）して猟友、農作業者を誤射する重大な人身事故が多く発生していることから未確認の発射は絶対にしないよう注意を喚起する。
- 2 足をとられ転倒して猟銃が暴発する事故、怪我等が本県に多く発生しているので山野行動に十分注意する。
- 3 追い払うことについても被害の防止としての効果があるので無理な追跡、危険のおそれのある行動は厳に慎む。
- 4 従事者は、笛、空葉莢、トランシーバーなどを使用してお互いの位置を常に確認し合い事故防止に努める。
- 5 猟犬を使用する場合は、十分訓練されたものを用いる。
- 6 従事者証に記載された事項を遵守して適正な捕獲等に努める。

鳥 獣 捕 獲 許 可 報 告 書 (市・町・村)

(鳥 類)

(単位：羽)

		計	コイサギ	カモ類	コシユケイ	キジ	バン	タシギ	キジバト	ヒヨドリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	ウソ	オナガ	コサギ	ダイサギ	ドバト	トビ	カワウ		
月分	捕獲許可件数																					
	従事者数																					
	許可証返納件数																					
	従事者証返納件数																					
	捕獲数																					
月分	捕獲許可件数																					
	従事者数																					
	許可証返納件数																					
	従事者証返納件数																					
	捕獲数																					
月分	捕獲許可件数																					
	従事者数																					
	許可証返納件数																					
	従事者証返納件数																					
	捕獲数																					
月分	捕獲許可件数																					
	従事者数																					
	許可証返納件数																					
	従事者証返納件数																					
	捕獲数																					
計	捕獲許可件数																					
	従事者数																					
	許可証返納件数																					
	従事者証返納件数																					
	捕獲数																					

		計	ノウサギ	クマ	アライグマ	タヌキ	キツネ	オスイタチ	アナグマ	ハクビシ	ヌートリア	ノイヌ	ノネコ	イノシシ	サル	オスジカ	メスシカ	シカ性別不明				
月分	捕獲許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 捕獲数																					
月分	捕獲許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 捕獲数																					
月分	捕獲許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 捕獲数																					
月分	捕獲許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 捕獲数																					
月分	捕獲許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 捕獲数																					
月分	捕獲許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 捕獲数																					
計	捕獲許可件数 (うち国府林野関係職員への交付) 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 捕獲数																					

注意) シカに関する捕獲許可件数、従事者数、許可証返納件数、従事者証返納件数については、オスジカ欄にのみ記入して下さい。

(単位：個)

		計	カルガモ	キジバト	ドバト	スズメ	ハシブトガラス	ハシブトガラス
月分	採取許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 採取数							
月分	採取許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 採取数							
月分	採取許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 採取数							
月分	採取許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 採取数							
月分	採取許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 採取数							
月分	採取許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 採取数							
計	採取許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 採取数							

	許可証		従事者証	
	鳥獣の捕獲等	鳥類の卵の採取等	鳥獣の捕獲等	鳥類の卵の採取等
住所等変更届				
亡失届				
再交付				

(年間累計)

鳥 獣 捕 獲 許 可 報 告 書 (振 興 局)

(鳥 類)

(単位：羽)

		計	コイサギ	カモ類	コシユケイ	キジ	バン	タシギ	キジバト	ヒヨドリ	スズメ類	ムクドリ	カラス類	ウソ	オナガ	コサギ	ダイサギ	ドバト	トビ	カワウ		
月分	捕獲許可件数																					
	従事者数																					
	許可証返納件数																					
	従事者証返納件数																					
	捕獲数																					
月分	捕獲許可件数																					
	従事者数																					
	許可証返納件数																					
	従事者証返納件数																					
	捕獲数																					
月分	捕獲許可件数																					
	従事者数																					
	許可証返納件数																					
	従事者証返納件数																					
	捕獲数																					
月分	捕獲許可件数																					
	従事者数																					
	許可証返納件数																					
	従事者証返納件数																					
	捕獲数																					
計	捕獲許可件数																					
	従事者数																					
	許可証返納件数																					
	従事者証返納件数																					
	捕獲数																					

		計	ノウサギ	クマ	アライグマ	タヌキ	キツネ	オスイタチ	アナグマ	ハクビシ	ヌートリア	ノイヌ	ノネコ	イノシシ	サル	オスジカ	メスシカ	シカ性別不明				
月分	捕獲許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 捕獲数																					
月分	捕獲許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 捕獲数																					
月分	捕獲許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 捕獲数																					
月分	捕獲許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 捕獲数																					
月分	捕獲許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 捕獲数																					
月分	捕獲許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 捕獲数																					
計	捕獲許可件数 (うち国府林野関係職員への交付) 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 捕獲数																					

注意) シカに関する捕獲許可件数、従事者数、許可証返納件数、従事者証返納件数については、オスジカ欄にのみ記入して下さい。

(単位：個)

		計	カルガモ	キジバト	ドバト	スズメ	ハシロコ	ハシロ
月分	採取許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 採取数							
月分	採取許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 採取数							
月分	採取許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 採取数							
月分	採取許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 採取数							
月分	採取許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 採取数							
月分	採取許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 採取数							
計	採取許可件数 従事者数 許可証返納件数 従事者証返納件数 採取数							

	許可証		従事者証	
	鳥獣の捕獲等	鳥類の卵の採取等	鳥獣の捕獲等	鳥類の卵の採取等
住所等変更届				
亡失届				
再交付				

(年間累計)

有害鳥獣捕獲報告書

(被害届出者) 様

法人名

印

法人の代表者氏名

捕獲依頼のありました鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 9 条
第 1 項の規定による有害鳥獣捕獲の結果については下記のとおりです。

記

許可の期間	年 月 日	から	年 月 日	まで
許可数				
従事者の氏名				
捕獲日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
捕獲した鳥獣の種類				
捕獲数				
捕獲場所				

備考

捕獲場所については、別に捕獲場所を記した地図等を添付すること。

5 特定計画に基づく数の調整を目的とする場合

特定計画による個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

捕獲の目的	許可権者	許可基準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	
特定計画に基づく数の調整の目的	知事	原則として、銃器を使用する場合は第一種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場合にあっては第一種又は第二種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法による場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。 また、捕獲実施者の数は、必要最小限とする。	特定計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）とする。	特定計画の目標の達成を図るために必要かつ適切な期間とする。 （注1）	特定計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とする。	（注2）	個体数調整を目的とした捕獲等又は採取等の許可は、左に掲げる許可基準によるほか、特定計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

（注1）狩猟期間中及びその前後における許可については、登録狩猟又は狩猟期間の延長と誤認されることのないよう、当該期間における捕獲の必要性を十分に審査する等、適切に対応すること。

（注2）原則として法第36条で禁止されている捕獲等又は採取等の手段は用いることができないが、従来の捕獲等又は採取等の実績を考慮した最も効果のある方法で、かつ、安全性の確保が可能なものであって、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものにあつては、この限りではない。

空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険性の少ない状況において使用する場合については、この限りでない。

なお、法第15条第1項に基づく鉛製銃弾を対象とした指定猟法禁止区域においては、禁止された鉛製銃弾は使用しないものとする。

また、猛禽類の鉛中毒を防止するために、鳥獣の捕獲等に当たっては、鉛が暴露する構造及び素材の銃弾は使用しないよう努めること。

6 その他特別の事由の場合

捕獲の目的	許可権者	許可基準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	
鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	知事	国又は県の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	申請者の職務上必要な区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	
傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的	知事	国又は県の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、鳥獣保護員、その他特に必要と認められる者	必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）	1年以内	必要と認められる区域	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	
博物館、動物園、その他これに類する施設における展示の目的	知事	博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者	必要最小限の種類及び数（羽、頭、個）	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。	

捕獲の目的	許可権者	許可基準					備考
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法	
愛玩のための飼養の目的 〔原則として認めないこととし、県知事が特別の事由(※)があると認められる場合に限る。〕	知事	自ら飼養しようとする者(当該者が現に飼養許可に係る鳥獣を飼養しておらず、かつ5年以内に当該者又は当該者から依頼された者が愛玩飼養のための捕獲許可を受けたことがない場合に限る。)又はこれらの者から依頼を受けた者(県内に住所を有する者に限る。)	メジロに限る。数は1世帯当たり1羽。	繁殖期間中(4月、5月及び6月中)は認めない。捕獲許可日より1ヶ月以内とする。	原則として、県内の1市町村の区域(規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域及び自然公園、自然休養林、風致地区等自然を守ることが特に要請されている区域を除く。)	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、とりもちを用いる場合であって、錯誤捕獲を生じない等適正な使用が確保されると認められる場合はこの限りでない。	愛玩のための飼養を目的とする捕獲については、廃止される方向で検討されることから、申請者に対して今後の検討方向の周知に努める。
養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的	知事	鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者(県内に住所を有する者に限る。)	人工養殖が可能と認められる種類で必要最小限の数(羽、個)とし、放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	網、わな又は手捕	

※ 野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然とふれあう機会を設けることが必要である場合等をいう。

捕獲の目的	許可権者	許 可 基 準					備考	
		許可対象者	鳥獣の種類及び数	捕獲期間	捕獲区域	捕獲方法		留意事項
鵜飼漁業への利用の目的	知事	鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者	ウミウに限る。数は必要最小限とする。	6ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	手捕又はとりもち		
伝統的な祭礼行事等に用いる目的	知事	祭礼行事、伝統的生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在まで継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。）	必要最小限とし、捕獲し、行事等に用いた後は放鳥獣するものとする（致死させらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く）。	1ヶ月以内	原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。	原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。		
上記に掲げるもののほか鳥獣の保護等その他公益に資すると認められる目的	知事	捕獲等又は採取等の目的に応じて個々の事例ごとに判断するものとする。環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的とした捕獲等又は採取等は、学術研究に準じて取り扱うこととする。特に、環境影響評価のための調査を目的とする捕獲等については、当該調査結果の用途も考慮した上で判断するものとする。						

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の飼養の登録にあたっては、個体管理のため識別標識を装着することとし、適正な管理が行われるよう努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

ア 適正な飼養について、広報等により啓発を図る。

イ 鳥類飼養登録票の発行の際、個体管理のための足環を装着するものとする。

ウ 適正な飼養指導のため、鳥獣保護員等による巡回を行う。

エ 違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不正な飼養が行われないよう適切な管理に努める。

(3) 鳥類飼養登録基準

鳥類飼養登録票は、次の各号のすべてに該当するものに交付するものとする。

ア 飼養登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこと。

イ 平成元年度の装着許可証（足環装着）導入以前から更新されている等の長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこと。

ウ 装着許可証の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況等により確実に同一個体と認められる場合のみについて行うものとする。

エ 愛玩のための飼養の場合、同一世帯内に飼育している者（法第20条の規定に基づき鳥類を譲受け又は引き受けをした者を含む。）がないこと。

8 販売禁止鳥獣等

(1) 方針

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア、イのいずれにも該当する場合に許可するものとする。

ア 販売の目的が規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリの食用品としての販売等、販売されることによって違法捕獲や捕獲物の不適切な処理が増加し個体数の急速な減少を招く等、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 販売許可条件

販売許可証を交付する場合に付す条件は、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等とする。

第五 特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域に関する事項

1 特定猟具使用禁止区域の指定

(1) 方針

銃猟による危険を防止するため、市街化が進んでいる地域、野外レクリエーション施設等多数の人が集まる区域や出猟者と住民の接する機会が多い地域について指定に努めてきた結果、第10次鳥獣保護事業計画末で19,129.6haが指定されており、銃猟による危険防止に重要な役割を果たしてきた。本計画期間内に期間満了となる区域については原則として期間更新を行うこととする。

また、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、熊野古道周辺及び野外レクリエーション等の目的のため利用するものが多いと認められる場所、その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域については、わな猟に伴う危険を予防するため関係機関等と調整を行い、必要に応じて特定猟具使用禁止区域の指定に努める。

なお、本計画にない事項であっても必要と認めたときは指定するものとし、指定期間は原則として10年とする。

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

		既指定特定猟具使用禁止区域(A)		本計画期間に指定する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域					
				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(B)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(C)
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	49	箇所	1					1						
	面積	ha 19,129.6	変動面積	ha 615					615.0						
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所	0	箇所												
	面積	ha 0.0	変動面積	ha											

		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域						本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域						計画期間中の増減(減:△)*	計画終了時の特定猟具使用禁止区域**	
		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(D)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	計(E)			
銃猟に伴う危険を予防するための区域	箇所														1	50
	面積														ha 615.0	ha 19,744.6
わな猟に伴う危険を予防するための区域	箇所														0	0
	面積														0.0	0.0

* 箇所数については (B)-(E)
面積については (B)+(C)-(D)-(E)

** 箇所数については (A)+(B)-(E)
面積については (A)+(B)+(C)-(D)-(E)

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域					
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称（特定猟具名）	指定面積（ha）	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称（特定猟具名）	指定面積（ha）	指定期間	備考	
平成24年度	海南市 紀の川市 かつらぎ町 有田川町 由良町 御坊市 白浜町 すさみ町	海南市（銃器） 新池（銃器） 大谷（銃器） 吉備中央（銃器） 白崎（銃器） 東山池（銃器） 日置川（銃器） 周参見川（銃器）	1,350.9 2.2 27.0 615.0 20.0 10.0 248.0 5.0	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	再指定 再指定 再指定 新規 再指定 再指定 再指定 再指定						
計		8箇所	2,278.1								
平成25年度	紀の川市 有田川町 有田川町 御坊市・日高川町 御坊市 田辺市 すさみ町 串本町・古座川町	銚子の口（銃器） 吉備東部（銃器） 吉原（銃器） 日高川（銃器） 寺池（銃器） 東（銃器） 枯木灘（銃器） 古座（銃器）	133.0 313.0 103.0 261.0 3.0 27.0 80.0 720.0	10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年 10年	再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定 再指定						
計		8箇所	1,640.0								

年 度	銃猟に伴う危険を予防するための区域					わな猟に伴う危険を予防するための区域				
	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称（特定猟具名）	指定面積（ha）	指定期間	備考	特定猟具使用禁止区域指定所在地	特定猟具使用禁止区域名称（特定猟具名）	指定面積（ha）	指定期間	備考
平成26年度	和歌山市	紀ノ川・小豆島（銃器）	388.0	10年	再指定					
	和歌山市	和歌山北部（銃器）	5,796.0	10年	再指定					
	和歌山市	和歌山南部（銃器）	3,866.0	10年	再指定					
	かつらぎ町	渋田（銃器）	37.0	10年	再指定					
	御坊市	御坊（銃器）	615.0	10年	再指定					
	日高町	小中（銃器）	32.0	10年	再指定					
計		6箇所	10,734.0							
平成27年度	橋本市	隅田町東部（銃器）	270.0	10年	再指定					
	印南町	切目川（銃器）	145.0	10年	再指定					
	すさみ町	高浜（銃器）	38.0	10年	再指定					
計		3箇所	453.0							
平成28年度	紀の川市	海神池（銃器）	7.0	10年	再指定					
	すさみ町	下地（銃器）	35.0	10年	再指定					
	那智勝浦町	狗子の川（銃器）	120.0	10年	再指定					
計		3箇所	162.0							
合 計		28箇所	15,267.1							

2 特定猟具使用制限区域の指定

方針

本計画期間内の指定計画はないが、狩猟者の集中的な入猟により人身や財産への危険が予測される場合は、必要に応じ当該区域を銃猟若しくはわな猟を制限する特定猟具使用制限区域に指定するよう努める。

3 指定猟法禁止区域

(1) 方針

指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定するものとする。

特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が生じている、あるいは生じるおそれのある区域については、鳥獣の鉛中毒の状況等現状を把握・分析し、関係機関及び土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

また、鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進めるものとする。

(2) 許可基準

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼすおそれがある等、鳥獣の保護に支障がある場合、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可するものとする。

(3) 許可条件

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっては、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法等について付すものとする。

(4) 既成指定猟法禁止区域

指定猟法の種類	区域名称	面積	存続期間	備考
鉛製散弾	知谷池・あさお池 鉛製散弾使用禁止区域	11.5ha	平成15年11月1日～	

第六 特定計画に関する事項

特定計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の地域個体群について、個体数の著しい増加又は分布域の拡大による、自然生態系の攪乱、深刻な農林水産業への被害及び生活環境への被害を引き起こしている鳥獣並びに生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって長期的な観点から当該地域個体群の安定的な維持及び保護繁殖を図る必要があると認められる鳥獣を対象に、専門家や地域の幅広い関係者の合意を図りつつ、保護管理の目標を設定し、特定計画を作成し、計画に基づく施策を実施する。

本県では、中山間地域において、イノシシ及びニホンジカの生息数の増加や分布域の拡大による農産物等への被害が深刻化していることからイノシシ及びニホンジカを本計画の対象鳥獣とする。イノシシ及びニホンジカ以外の鳥獣については、生息実態や農作物の被害等を把握し、特定計画を策定することが必要と認められる場合は作成することとする。

また、対象鳥獣の生息動向、生息環境及び被害等についてモニタリングし、特定計画の進捗状況を点検するとともに、その結果を保護管理事業にフィードバックさせるものとする。有害捕獲及び管理捕獲並びに狩猟の実施に伴い捕獲等した個体に係るデータやサンプルの収集、捕獲方法や捕獲者の捕獲努力量等の情報収集に努める。

計画作成年度	計画作成の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
平成24年度 (第3期)	農作物被害軽減 及び生物多様性 保全のため。	イノシシ	平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日	県内全域	平成18年度に第1期計画 を策定 平成21年度に第2期計画 を策定
平成24年度 (第2期)	農林産物被害軽減 及び生物多様 性保全のため。	ニホンジカ	平成24年4月1日 ～ 平成29年3月31日	県内全域	平成20年度に第1期計画 を策定

第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

本県における鳥獣の生息状況、分布状況を総合的に把握し、また、保護施策上重要な鳥獣、狩猟鳥獣及び有害鳥獣の実態を正確に把握することにより、本県の鳥獣行政を適正に実施するための基礎資料とするため、必要に応じて次のような調査を実施するものとする。また、鳥獣保護センター等及び近畿府県とも連携しつつ、調査研究体制の整備に努める。

なお、広域的な鳥獣の保護管理を進める上で、狩猟及び有害鳥獣捕獲等による捕獲位置情報は、生息状況の把握にもつなげる有用な情報であることから、狩猟者登録証及び捕獲許可証返納時に記載されている捕獲場所の収集に努めるとともに、迅速かつ効果的に集積し活用するための情報システムの整備及び活用を図るよう努めるものとする。

さらに、各種調査の実施に当たっては、情報を5キロメートルメッシュ又は1キロメートルメッシュ(国土標準3次メッシュ)

を単位として収集することにより、生息分布情報の標準化を図るものとする。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

鳥獣行政推進のため、本県に生息する鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移等を把握するための調査を、必要に応じて実施する。

(2) 鳥獣生息分布調査

本県に生息する鳥獣の種類、分布、繁殖の状況、出現の季節等を必要に応じて調査するものとし、生息状況の把握に努める。
調査の方法は、既存資料の整理・活用、アンケート調査、聞き取り調査、現地調査等とし、他の地域との比較や経年的変化の把握が可能な手法を用いるものとする。

(3) 希少鳥獣等保護調査

ツキノワグマについては、現在「ツキノワグマ保護管理指針」により対応しているが、今後の課題として分布状況、生息数、生息環境、生態等の調査を行い、生息環境の変化、開発による影響、生息数の増減の傾向及びその原因を把握し、保護対策を検討するものとする。

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

ガン、カモ、ハクチョウ類の一斉調査については、毎年1月中旬に調査をする全国一斉調査と特に水鳥の渡来数の多い主要な河川及び湖沼等について、越冬期間中、毎年定期的に種別個体調査を行い、水鳥の動態を把握することにより鳥獣行政を効果的に推進する。

対象地域名	調査年度	調査方法・内容	備考
紀の川 有田川 日高川 富田川 古座川 熊野川	平成24年度 ～ 平成28年度	生息分布調査、現地調査 種別に個体数をカウントする	

(5) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

新たに指定を予定する箇所の鳥獣保護区において、指定効果を図るうえでの基礎資料とするための生息状況を調査する。

また、既に指定されている鳥獣保護区での指定効果を調査するため、当該区域内及びこれに隣接する可猟区域に調査地を設定し、鳥獣の生息数の比較を行う。

調査方法については、ロードサイドカウント法により、繁殖期及び非繁殖期を含む年6回、2人以上により調査を行い、目視、鳴き声、足跡、糞等により確認し、鳥獣の生息数を把握する。

調査年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
鳥 獣 保護区名	加太南部鳥獣保護区 和歌浦鳥獣保護区 煙樹ヶ浜鳥獣保護区 西ノ河鳥獣保護区 新宮鳥獣保護区 田長谷鳥獣保護区 黒島鳥獣保護区 日高鳥獣保護区 上岩出鳥獣保護区 岩出鳥獣保護区 梁瀬鳥獣保護区 城山鳥獣保護区 長子鳥獣保護区	雨の森鳥獣保護区 万燈鳥獣保護区 白浜鳥獣保護区 朝来鳥獣保護区 紀ノ川鳥獣保護区 南部川鳥獣保護区 那賀鳥獣保護区 北寺鳥獣保護区 田辺鳥獣保護区	生石山鳥獣保護区 広川西部鳥獣保護区 椿鳥獣保護区 太地鳥獣保護区 与根河鳥獣保護区 紀泉台鳥獣保護区 かつらぎ鳥獣保護区 富貴鳥獣保護区 地ノ島・沖ノ島鳥獣保護区	粉河龍門鳥獣保護区 天野鳥獣保護区 近井鳥獣保護区 楠本鳥獣保護区 夏山鳥獣保護区 岡崎鳥獣保護区 桃山鳥獣保護区 高野口鳥獣保護区 河根鳥獣保護区 上ミ山鳥獣保護区	花園鳥獣保護区 初島鳥獣保護区 五百原鳥獣保護区 水上鳥獣保護区 鞆淵鳥獣保護区 橋本鳥獣保護区 岩出紀ノ川鳥獣保護区 大池鳥獣保護区 蘇鉄池鳥獣保護区

3 有害鳥獣対策調査

(1) 方針

被害等を及ぼす鳥獣のうち、主要な有害鳥獣について、農林産物等への被害の発生状況を調査し、実効ある被害対策の確立を図るための基礎資料とする。

(2) 調査の概要

対象鳥獣名	調査年度	調査内容、調査方法	備 考
農林産物に被害を 与える野生鳥獣	平成24年度 ～ 平成28年度	被害実態調査 (被害時期、品目別被害面積、被害量、被害金額)	

第八 鳥獣保護事業の実施体制に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣行政業務の遂行に必要な人員を、本庁担当課室、各振興局に配置し、鳥獣行政の円滑な推進を図る。
 なお、行政効果を高めるため、計画的に鳥獣行政担当職員を対象として研修を行い、専門的知識の向上に努める。

(2) 設置計画

区 分	現 況			計 画 終 了 時			備 考
	専任	兼任	計	専任	兼任	計	
本 庁 環境生活部自然環境室 農林水産部農業環境・鳥獣害対策室	1 5	3 0	4 5	本計画期間中において、行政需要等を検討し、決定する。			鳥獣保護事業計画、鳥獣行政予算、保護区等の設定、審議会、猟銃免許試験、関係団体の育成指導、その他鳥獣行政の企画・立案
か い 和歌山県鳥獣保護センター		10	10				傷病鳥獣の治療、飼育及びリハビリテーション
出 先 海草振興局衛生環境課、農業振興課 那賀振興局衛生環境課、農業振興課 伊都振興局衛生環境課、農業振興課 有田振興局衛生環境課、農業振興課 日高振興局衛生環境課、農業振興課 西牟婁振興局衛生環境課、農業振興課 東牟婁振興局衛生環境課、農業振興課		6 5 5 6 5 5 7	6 5 5 6 5 5 7				狩猟免許試験及び更新事務 狩猟取締り 県内狩猟者登録事務 捕獲等又は採取等の許可事務 有害鳥獣捕獲許可事務 鳥獣保護員の指導監督 傷病鳥獣の保護 保護区等の管理 保護思想の普及啓発 鳥獣に関する生息調査 その他鳥獣行政の実施
計	6	52	58				

(3) 研修計画

名 称	主 催	時 期	回数/年	規 模	人 数	内 容・目 的	備 考
野生生物保護研修	国	5月	1	全 国	1	野生鳥獣保護業務、猟政事務	
鳥獣行政担当者研修会	県	4月	1	県	20	鳥獣保護業務全般	
油汚染事故対策水鳥救護研修会	国	10,12,2月	3	全 国	3	油汚染による水鳥の保護措置、技術、知識の習得	

2 鳥獣保護員

(1) 方針

鳥獣保護行政を円滑に進めるため、和歌山県鳥獣保護員設置規定に基づき、「市町村の合併の特例等に関する法律」に基づく市町村合併以前の旧市町村単位に各1名（和歌山市は2名）を配置し、計画的に研修を行い、鳥獣保護行政の円滑化を図る。

(2) 設置計画

基準設置数 (A)	平成23年度末		年度計画						計(C)	充足率(C/A)
	人員(B)	充足率(B/A)	平成24年度	25年度	26年度	27年度	28年度			
51人	51人	100%	51人	51人	51人	51人	51人	51人	51人	100%

(3) 年間活動計画

活動内容	実施時期												備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥獣保護区等の管理	←												→	随時
鳥獣生息状況調査	←												→	
狩猟者に対する指導、検査								←					→	
鳥獣捕獲許可等に関する指導及び検査	←												→	
鳥獣保護に関する啓発宣伝	←												→	

(4) 研修計画

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
鳥獣保護員研修	県	5月	1	全県	51	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、鳥獣保護員の職務、鳥獣保護事業、適正狩猟指導、傷病鳥獣救護対策、鳥獣生息調査、鳥獣保護思想普及啓発	
油汚染事故対策 水鳥救護研修	国	10,12,2月	3	全国	1	油汚染による水鳥の保護措置、技術・知識の習得	

3 保護管理の担い手の育成

(1) 方針

野生鳥獣の保護管理の強化が求められている地域においては、鳥獣の生息状況の継続的な把握、被害等の発現状況も踏まえた、有害鳥獣捕獲や個体数調整の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護管理の担い手となる人材の育成及び確保に努めるものとする。

その一環として、鳥獣の保護管理の担い手として、鳥獣の生息状況の把握や個体数管理のための捕獲等又は採取等の活動を鳥獣等の生態を踏まえて実施することのできる狩猟者の確保及び育成に努めるものとする。また、環境省が行う鳥獣保護管理に係る人材登録事業を適宜適切に活用するものとする。

(2) 狩猟者の確保対策

保護管理の実施を支えている狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、狩猟免許の取得支援を行うとともに初心者に対して技術研修を実施し、人材育成に努めるものとする。

4 鳥獣保護センターの設置

(1) 方針

傷病鳥獣を保護・治療し、野生に復帰するまでリハビリテーションができる施設として、また、自然保護の必要性、野生鳥獣の生態等を広く県民が理解できるように愛鳥思想の高揚の施設として、鳥獣保護センターを位置づける。

(2) 鳥獣保護センターの施設の状況

名 称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
和歌山県 鳥獣保護 センター	平成12年度	海草郡紀美野町 国木原381	459㎡	管理棟 264㎡ 飼育棟 108㎡ フライングケージ 87㎡	処置室、解剖室 飼育室	傷病鳥獣の 救護、調査 研究	

5 取締り

(1) 方針

狩猟による事故や鳥獣の違法捕獲等又は採取等、違法飼養等を未然に防止するため、鳥獣行政担当職員、鳥獣保護員、警察と連携を密にして指導取り締まりを積極的かつ計画的に行う。

特に、鳥類の違法捕獲については、繁殖期を中心に過去の密猟多発の場所を重点に巡回する他、かすみ網等による違法な使用に対する取り締まりを重点的に行うとともに、必要に応じて鳥獣店等の販売店を巡回し、違法販売を取り締まる。

さらに、緊急時の取り締まりに対応するため、あらかじめ動員体制を確立しておくものとする。

(2) 年間計画

事 項	実 施 時 期												備 考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
鳥類の卵の採取等及びヒナの違法捕獲取締り	←			→			←	→						随 時 随 時 随 時 随 時
飼養鳥類の違法捕獲及び無許登録飼養取締り	←			→			←	→						
狩猟取締り（狩猟時間及び人家等に向けての矢先不確認取締り、銃猟禁止場所での取締り、禁止猟具及び猟法を用いての捕獲等取締り、無登録者の取締り、狩猟禁止場所での取締り等）							←					→		
狩猟道德の向上の指導							←					→		
許可捕獲における違法捕獲取締り	←											→		
鳥獣の加工業者に対する立ち入り検査	←											→		
鳥獣の販売業者に対する立ち入り検査	←											→		
猟具販売業者に対する立ち入り検査	←											→		

第九 その他

1 鳥獣保護事業をめぐる現状と課題

イノシシ、ニホンザルやニホンジカ等、一部の鳥獣による農林水産業被害が増加しているなか、その取組みに当たっては、被害防除対策や生息環境管理等について関係機関が連携し、総合的な対策の実施を図るとともに希少種保護や生態系保全にも適切な対応が求められている。これらを踏まえ、関係者間の合意を図りながら、鳥獣保護事業を実施していくものとする。

2 狩猟の適正管理

狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者の登録数の制限、狩猟に係る各種規制地域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じ鳥獣保護区等の区域設定、狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じて実施するものとする。

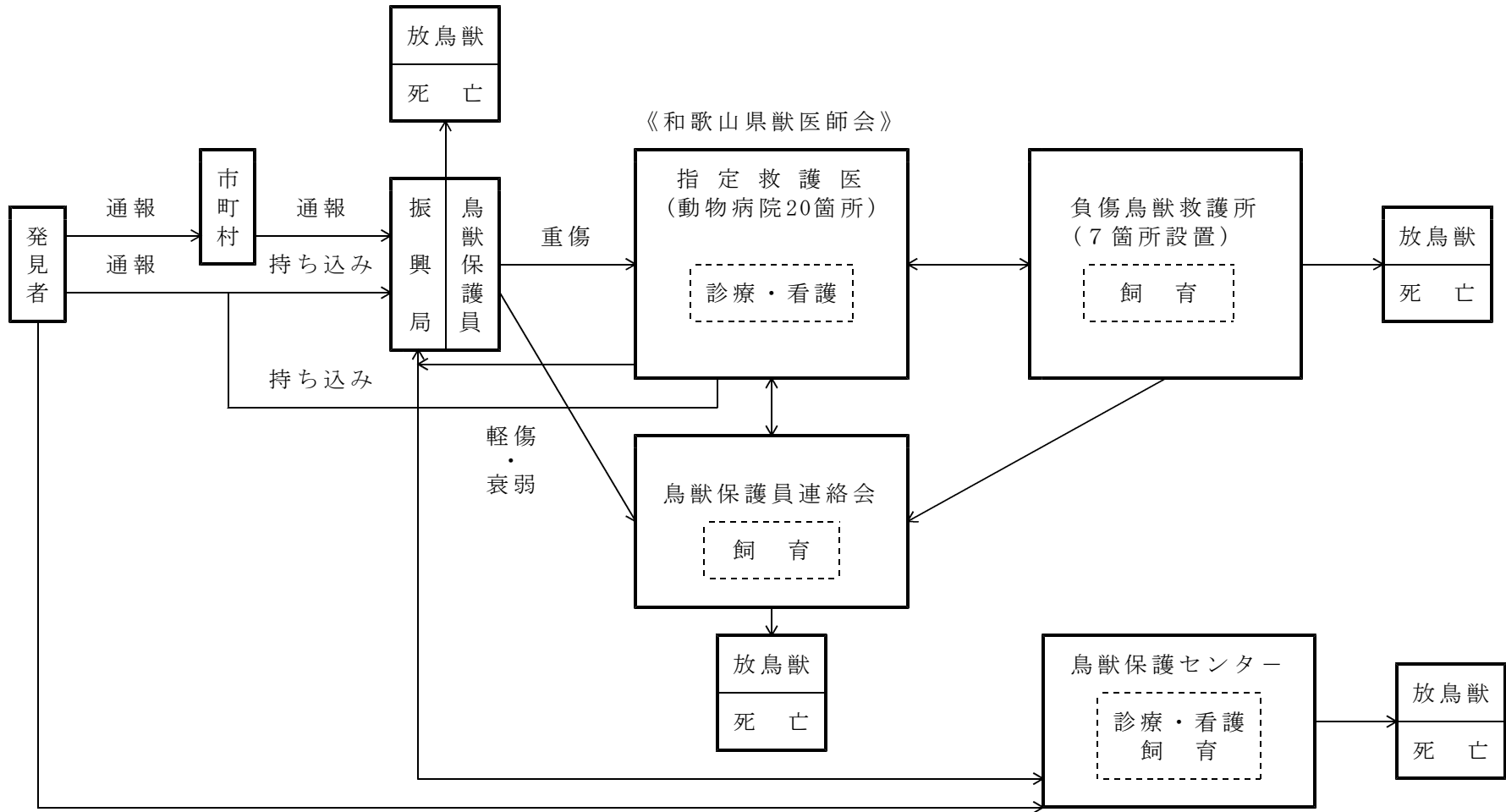
また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、柔軟に対処する。

3 傷病鳥獣救護の基本的な対応

傷病鳥獣の保護については、県獣医師会、救護所や県鳥獣保護員連絡会の協力を得ながら、鳥獣保護センターを中核的な位置づけとし、機動的に保護収容及び介護を行い、傷病鳥獣の保護への取り組みを行う。油汚染事件等により、一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合の救護については、傷病野生鳥獣救護医等の協力を得て、迅速な対応を図るものとする。また、巣立ち途中のひなを傷病鳥獣と誤認して救護することのないよう、野生鳥獣の無用な保護の防止について、広報媒体等を通じて積極的な普及啓発を

図る。

なお、原則として、野生復帰が不可能な鳥獣又は野生復帰させることが農林水産業等への被害等の原因となるおそれのある鳥獣は保護の対象としない。



4 安易な餌付けの防止

(1) 方針

鳥獣の保護に影響を及ぼす安易な餌付けの防止に係る普及啓発を積極的に推進するものとし、その際には、以下の点について留意するものとする。

ア 安易な餌付け行為が鳥獣に与える影響について県民の理解を得ること。

イ 観光事業者や観光客による鳥獣への安易な餌付けの防止を図ること。餌付けを実施する際には、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながらないよう十分な配慮を行うものとする。

ウ 生ごみや未収穫作物等の不適切な管理、耕作放棄地の放置等、結果として餌付けとなる行為の防止を図ること。

(2) 年間計画

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
餌付け防止の普及啓発	←												→	広報	一般県民

5 感染症への対応

高病原性鳥インフルエンザについては、人畜共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、発生した場合に備えて、国や県内の関係機関との連絡体制を整備するとともに、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり及び野鳥との接し方等の住民への情報提供等適切な対応を行うものとする。

なお、野鳥のウイルス保有状況調査の実施にあたっては、国が作成した「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき適切な実施を図るものとする。

その他感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努めるものとする。

さらに、新規狩猟免許取得者に対し、人獣共通感染症に関するチラシを配布し、啓発するものとする。

6 普及啓発

(1) 鳥獣の保護管理についての普及等

ア 方針

野生鳥獣に対する県民の認識を深め、保護思想の高揚を図るため、愛鳥週間行事を中心とした各種行事を積極的に推進する。

なお、普及啓発を円滑に進めるため、必要に応じ市町村、学校及び関係団体との連携、協力を図りながら実施する。

イ 事業の年間計画

事業内容	実施時期												備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
愛鳥週間行事 広報活動 野生生物保護実績発表大会	←→	←→							←→			←→	

ウ 愛鳥週間行事等の計画

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
愛鳥週間行事	愛鳥週間ポスター原稿募集 (小、中、高等学校及び特別支援学校) 愛鳥週間ポスター展示会	同 左	同 左	同 左	同 左
その他	県民の友等による広報活動 報道機関による広報	同 左	同 左	同 左	同 左

(2) 野鳥の森等の整備

愛鳥思想普及啓発の場として、護摩壇山森林公園の利用度の向上に努めるものとする。

名称	整備年度	施設の所在地	面積	施設の概要	施設の内容	利用の方針	備考
護摩壇山森林公園	昭和63年度 ～ 平成11年度	田辺市龍神村 五百原	329ha	観察施設	遊歩道 延長14,329m 総合案内所 253㎡ 林間広場 3,000㎡ 観察スポット 5箇所 休憩施設 3箇所	野生鳥獣保護思想の高揚、観察を通じた普及啓発、探鳥会、研修会、自然散策	

(3) 愛鳥モデル校の指定

ア 方針

愛鳥モデル校の指定は、教育委員会と協議し、指定予定校の意見を尊重し、指定するものとする。

なお、愛鳥モデル校の活動を容易にするため、野鳥保護関係図書やビデオ等の貸与を行うとともに鳥獣保護員による巡回指導を実施する。

イ 指定期間
原則として5箇年とする。

ウ 愛鳥モデル校に対する指導内容
愛鳥モデル校に対し、野生鳥獣の役割についての学習、観察会及び巣箱等保護施設の製作架設等についての指導を行い、教育の場における野生生物保護活動の一層の推進を図る。

エ 指定計画

区 分	平成24年度			平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計	既設	新設	計
小学校	10		10	7		7							1		1
中学校	4		4	3		3							1		1
その他の学校等															

(4) 法令の普及徹底

ア 方針

鳥獣に関する法令のうち、野鳥の違法捕獲等が後を絶たない状況にあるため、密猟が行われるおそれのある場所を濃密に巡回するほか、野鳥の飼養制度と併せて広報し、県民への周知徹底を図る。

また、狩猟による事故の防止や狩猟に関する規制について、関係機関と連携を密にして指導や取締り、講習会の実施により狩猟者の資質の向上を図る。

イ 年間計画

重点項目	実施時期												実施方法	対象者	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
鳥獣の捕獲等並びに飼養に関する規制	←		→											広報	一般県民
				↔			←	→				↔		現地取締、立入検査	密猟者、飼養関係者、小鳥店
狩猟に関する法令				←	→									免許試験、更新講習	免許試験受験希望者、免許更新者
狩猟の事故防止									←	→				現地取締	狩猟者
狩猟捕獲禁止区域の規制									←	→				現地取締	狩猟者